

官報号外

昭和五十三年四月二十一日

○第八十四回 参議院会議録第十七号

昭和五十三年四月二十一日(金曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第十七号

昭和五十三年四月二十一日

午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第二 科学技術設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 鳥獣保護及狩猟ニ関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 森林組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律

公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第一〇まで
一、國家公務員等の任命に関する件

○議長(安井謙君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めていたと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。村山大蔵大臣。

〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○議長(安井謙君) 昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案について、御説明申し上げます。

最近の厳しい内外経済情勢にかんがみますと、当面の経済運営の基本は、物価の安定に配意しつつ、内需中心の景気回復を図り、国民生活の安定を確保するとともに、対外均衡の回復に努めるこ

とにあると考えられます。また、わが國財政は、昭和五十年度以降、特例公債を含む大量の公債に依存する異常な状況にあり、このような事態からできるだけ速やかに脱却し、財政の健全化を図ることが重要な課題となつております。このよう

状況にかんがみ、昭和五十三年度予算是、財政の節度維持にも配意しつつ、民需の動向を踏まえ、内需の振興のため財政が主導的な役割りを果たす必要があるとの基本的な考え方にして、臨時条例の財政運営を行うこととし、編成いたしました。

ところで、昭和五十三年度においては、歳入面では酒税及び有価証券取引税の税率の引き上げを行ふとともに、新たに石油税を創設する等の措置を講ずることとし、さらに、税収の伸び悩みを補い、財源の確保を図るとともに、地方財政対策等にも資するため、昭和五十三年度内に納稅義務が成立し昭和五十四年五月中に収納される税収について、年度区分を変更して、これを昭和五十二年度所屬の歳入として受け入れることとしておりますが、なお十分な租税収入を期待できない状況にあります。

他方、歳出面では、投資的経費と経常的経費とに分けて検討し、投資的経費については、国民生

活充実の基盤となる社会資本の整備を一層推進す

りますが、御異議ございませんか。

○議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

竹田四郎君。
〔竹田四郎君登壇、拍手〕
○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案になりました財政特例法案及び専売納付金特例法案について、總理以下関係大臣に質問いたします。

七多成長、六十億ドルという国際的な課題を負った本年度予算は、きわめて不健全な大型となり、建設国債六兆五百億円、特例国債四兆九千三百五十億円、合計十兆九千八百五十億円を発行するもので、三〇%の壁を破り、形式的には三三%、実質的には三七%の国債依存度となりました。公

共事業費は三四%の伸びとなりました。

第一点は、個人消費、減税等についてであります。

一般会計、財投合わせて公共投資は本年二十六兆円にもなりますが、果たして経済目標を達成できますか、きわめて疑わしいのであります。昨年度においても大型投資を計画したが、消化し切れず、成長率は六・八%を五・三%に、経常収支も二回も見直しをいたしましたが、百四十一億ドルの黒字になり、円高は高進し、景気は全く落ち込んでしまいました。本年度も同様であります。

民間設備投資はもちろん、住宅投資、在庫積み増しにも大きな期待を持ち得ません。頼みの綱は、

国民総支出の大割引を占める個人消費支出で、その伸びいかんにかかるといふと言えましょう。

(外)号報官

政府は、雇用所得の伸びが一人当たり九・五%、ベースアップ分は八%弱くらいに見ていたようですが、十四日時点における主要企業の貢上回答を見ますと、平均六%で、政府の見通しを二%も下回っている状況であります。公労協への回答も、臨時給与等を含めて三・八%、ベースアップ分はわずかに一・六%で、物価上昇率を大幅に下回っています。予算には公共企業体については七・二%を計上しながら、鉄鋼回答に右へならえをしているのは全く許せません。政府は、景気回復のために、公共企業体や可能な企業に対し上積みさせることで積極的に指導すべきであると思いますが、労働大臣、経企庁長官の所感をお伺いいたします。

もしこれができるないというならば、預金金利の引き下げによって相殺されてしまった三千億の所得減税を一兆円以上にし、年金等の増額も四百億円の三倍以上に引き上げるべきであると考えます。これに必要な資金は、国債整理基金の積立金を緊急避難的に使えると思っています。

なお、補正予算を早急に提案せよという要求が各方面から出ておりますが、これに対してもどうするのか、あわせて、総理、大蔵大臣の御答弁をいただきたいと思います。

第二は、国債の区分についてであります。

特例債であれ、建設債であれ、赤字国債であ

ることは本質的に全く変わりがないのであります。しかし、政府は、建設債はいい国債、特例債は悪い国債と考えているようです。予算においても、財政取支試算表においても、経常投資の二部門に大別し、建設国債は伸ばしていく傾向にあります。真に国民生活を安定していく上では、政府は、ソフトウエア、すなわち社会福

祉や教育等にもっと力点を入れるべきであると考えます。政府は、いたずらに国債の区分にこだわらず、新しい視点に立って対処すべきであると考えます。お伺いをいたします。

第三は、福田総理は国民の貯蓄率は高い方がいと常に言っています。権力の最高機関におられる者の発言としては、全く理解ができないのであります。

今日、景気回復のために、個人消費を拡大すべきであります。私も個人個人が貯蓄に努力することまで否定するものではありませんが、今日の段階では、貯蓄率を高めることは経常収支黒字を増大することであり、景気回復をくららせ、財政赤字をふやすことになり、国債発行を拡大することになると思いますが、総理は、貯蓄を多くして、国債の個人消化に寄与させ、保有割合の改善でも図らうとするつもりなのか、あるいは、一般論としての貯蓄を高めるというのであるか、お伺いをいたしたいと思います。先進国並みの貯蓄率で不安を国民に感じさせない体制をつくることが一国問題であると思いますが、いかがでしょうか。

第四点は、財政危機自体の解決についてであります。

政府は、景気回復、経済安定化の過程で財政再建をし、特例国債に依存しない財政に復帰しようとしているようあります。しかし、現実は政府の思惑ほど甘いものではなく、大蔵省は昭和五十七年度に特例債依存をゼロにするとしております。むしろ、発行条件、利回り等を弾力化、自由化し、市場の論理、自動的な歯止めに任せ、強制割り当て消化、低利を強要する御用金調達をやめるべきであります。新聞報道によれば、国債価格の乱高下を防止すると称し、低利率、高価格維持のため、政府・日銀がディーラーを新設し、売買業務を行わせるとともに、コントロールを強化しようとする計画があるようだが、いかがでありますか。このような強制介入のあり方は、金

融秩序を乱し、正常な国債市場育成の妨害になる

欧米諸国では、租税負担率が高いとしても、社会資本ストックも大きく、ソフトウエアとしての社会保障等も充実しており、わが国のように、所得の四分の一も天引き貯蓄をして、自分で社会保障をすることはおのずから異なるのであります。また、負担率は低くても、税の不公平がある限り、重税感は免れません。増税よりも不公平の是正が先決であります。是正についても政府の徹底的な態度では、ケースCなどの増税は及びもつきません。ま

ず、政府は大胆率直に不公平は正の確固たる態度と計画を国民に示すべきであります。

その第二として、政府は断固として経費削減の行政改革ができるかどうか。国会でも久しく要求をしている政府関係機関の整理統合、天下り官僚の渡り歩きが一步も改善されていないではないですか。

この二つが先行せずして、税や税外の負担を国民に求めるとは強権行使以外に民主的にやることとは不可能であり、結局は財政危機を深めることになるだろうと思いますが、いかがでしょうか。

第五点は、国債発行の歯止めについてであります。

今年度予算編成では、三〇%という歯止めを捨て去って、経常部門に対する特例債依存度といふ歯止めをつくりました。これも結局は人工的、恣意的なものであって、ソフトウエアに重点を移さなければならない今日の段階においては、歯止めとしては効かなくなってしまうことは明らかであります。むしろ、発行条件、利回り等を弾力化、自由化し、市場の論理、自動的な歯止めに任せ、強制割り当て消化、低利を強要する御用金調達をやめるべきであります。新聞報道によれば、国債価格の乱高下を防止すると称し、低利率、高

利息を早めたり、従業員の給与を抑制する心配が出てくるのではないかと思いませんが、この点をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏登壇 拍手〕

○國務大臣(福田赳氏) お答えを申し上げま

す。

五十三年度予算で問題になりました三千億所得税減税、また四百億円の福祉年金の増額問題をど

と思いますが、政府の対応方針を示されたい。

第六に、今日のような条件のもとに大量発行をすれば金融環境を悪化させ、民間に金融需要がますます、出づれば、あるいは金利が高くなつてくれば、

流れ性の過剰を引き起こし、インフレの危機を招く。しかし、政府はそれをひそかにあるいは望んでいるのではないか、そして、償還の負担軽減を望んでいるようにさえ思われるでありますけれども、いかがでしょうか。

政府は、もっと工夫をこらし、発行額の減量を図るとともに、国債の多様化をし、三年とか七年とか十五年期限のものをつくって、個人消化を強化し、新規債だけではなく、個人が既発債も買えるようにするとともに、大量取引とは別個に、小口取引市場もつくって、自由に換金できるよう、個人消化対策を明示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。銀行の窓口販売が問題にならっておりますが、これは一体どのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

第七に、わが党は中期財政計画の策定を要求し、予算委員会において私はそれを質問し、大臣はその検討を約束したわけですが、それは現在どういうふうな状態になつてゐるか、お示しいただきたいと思います。

最後に、専売公社の特別納付金についてお尋ねをいたします。

専売公社は、原料葉の熟成に長い時間を要しますが、今回の措置により、経営を圧迫し、設備の更新に遅延を生じたり、たばこ定価の引き上げを早めたり、従業員の給与を抑制する心配が出てくるのではないかと思いませんが、この点をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

3

しかし、私は和が言つたことは間違つておらず、と思うのです。一部の人は、日本では諸外国よりも貯蓄が高い、それはどういう意味かと言いましても、日本では老後の保障なんかがしっかりとしない、あるいは教育なんかに金がかかる。そういうことで貯蓄ということが日本では問題になつてくると、こうしたことだとうふうに説明しますが、わが国の社会保障体系というものはそんな貧弱なものじゃありません。もう国際社会におきましては、それでも遜色のない、そういうところまで来ていて、教育の問題になりますと、これは大変進んでいますよ。これはもう世界一の教育水準であると申しても過言でない、そういうようなことがあります。そういうようなことではありませんけれども、老後になつたら総平均的水準は高い水準の教育を子孫に与えたい、これも私

そういうふうに処置するかと、こういうお話をございましたが、私は、政府が提案いたしました予算案、これがベストだと、なるべくこれでいいってもらいたい、こういうふうに思つておりました。ところが、自由民主党各党と相談をする、その中で、ただいま申し上げましたような案が固まつてきましたと。そこで、私いたしましては、関係委員会でこれらの構想をどういうふうに具体化するか、それを見て対処すると、このような考え方でございます。大幅な減税をしたらどうだと、こういう、もつと大幅にという御指摘でございますが、これは、るる申し上げている。財源さえあればそれはいいのですが、そういう状態ではない、限られた財源だと。そういう中では、公共事業、これをやった方がよからうというので、減税に回す財源はございません。

は人情だと思う。そういうようなことも含めまして貯蓄をするということは、私はこれは鄙い風潮じゃないか、そのようにも思つてあります。まあ、その日その日収入があとところに入る、それで、まあ卑俗な言葉であります、食つて抜けてしまふと、こういうような人生は、私はこれはさびしい人生だと思うんですよ。そうじゃない、遠いかなたに目標を、灯台を見詠ながらその目標を達成する、そのためには一日一日を汗水たらして働く、そして得たところの収入の一部をその目標に到達するため蓄えておく、これは私は非常に活力のある人生ではあるまいか、そのように思うのであります。そういう貯蓄の精神、そういうものがあつてこそ私は日本国に前進がある、このようないい考えでありまして、決して、飲んで食べて遊んでしまう、そういう人生からはいい日本社会は出てこない、そのように考へるのであります。

え申し上げます。(拍手)
〔國務大臣村山達雄君登壇、拍手〕

○國務大臣（村山達蔵君） 七%成長をやるために、補正予算を編成しなくちゃいかぬのじやないかという御指摘でございますが、私たちは、今度の予算並びに金利政策で七%の達成はできると考えておりますので、補正予算のことは、いま考えておりません。

それから、建設投資部門を分けることによって

18. *U. S. Fish Commission, Report for the Year 1877*, Part I, p. 10.

それから、財政危機の根本的対策はどうかといふことでございますが、これはもう何處も申し上げております。そのためには、今後、歳出につきまして從来以上に優先度をはつきりさせるということ、それから同時にまた、それだけではとてもできませんので、ある程度の負担増はやむを得ないものと思っております。

いま竹田さん御指摘の不公平税制の是正、それから行政改革が前提となるべきである、これは私も同感でございまして、これは銳意進めてまいりたいと思っております。

それから、国債の歯どめ策については一体どうするか——ただいまのところと同じことでござります。赤字公債からまず縮減し、これから脱却していくことによりまして、この国債の発行の歯どめを図りたいと思っております。

国債発行条件の彈力化を図れ、特に個人消化、あるいは、そのため多様化を図れ——これはもう全く同感でございまして、私たちは、いまその点で一生懸命努めているのでござります。

銀行の窓口販売の問題でござります。この問題は、いま銀行の方からその種の要望があることはよく承知しております。しかし、これに対しましては慎重に対処いたしたいと存じております。

それから、新聞で、日銀、大蔵省が直接公債の売買業務をやるんではないか——これは全く誤報でございまして、そんなことはあり得るはずがございません。

それから國債の大量発行とインフレの関係でござりますけれども、非常に無事にいま消化しております。日銀の引き受けによって発行するわけではございません。したがいまして、現在のところ過剰流動性は出ておりませんで、M2は大体一兆以内でおさまっているということを御理解賜りたいのでございます。

それから、中期財政計画の策定はいつか——で

それから、専売納付金の今度の措置は、公社の経営を圧迫し、ひいてはいろんな給与などにも影響を及ぼすんじやないかと、こういうことでございますが、これはそらはなりません。五十三年度末までに運用部から借りまして、それで一時立てかえ、納めているのでござります。それで、国庫余裕金がありますと、五十四年度はそれで繰りかえ使用を認めることにしております。

なお、今後機会を見まして、この取り崩しまして益金についてはできるだけ早く回復し、そして公社の方の内部留保が厚くなるように今後考へてまいりたいと思っております。したがって、このことによりまして直接悪影響はないものと考えております。

以上でござります。(拍手)
〔國務大臣藤井勝志君登壇、拍手〕

○國務大臣(藤井勝志君) 御案内のように、大変厳しい経済環境のもとで、目下いわゆる春闇が行われておるわけでございます。政府といいたしましては、思い切った財政運営、公共事業中心にこれを予算化いたしまして、いよいよ実行に移っていくわけでございますが、そういうことによつて景気をまず回復するということが、これが雇用安定の大前提であると、このように考えるわけでござりますが、それに加えて、物価の安定ということを、これを政策の中心に置かなければならぬ。実は、けさも経済対策閣僚会議が開かれまして、八時からやりまして、円高による物価安定政策、こういったことで具体的なもう一步詰めた政策の決定を見たわけでございますが、私は、特に円高のメリットを消費者に還元するよう、一層具体的な方向への努力を願いたいと、こういった提言をいたしたわけでございます。

ところで、やはり賃金というものは労使のいわゆる自主的な決定によつて解決をしてもらうとい

Digitized by srujanika@gmail.com

うことが、これが基本であることは申し上げるまでもございません。私は、そのような面において賃金決定の問題に介入すべきではないと、また、する考え方もございません、このようにお答えするわけでございます。(拍手)

【國務大臣官澤喜一君登壇 拍手】

○國務大臣(官澤喜一君) 賃金の決定につきましての政府の態度に関しましては、ただいま労働大臣がお答えになられましたとおりと考えております。

そこで、消費の動向でございますが、昨年の暮れ近くまで余りいい指標が出来ませんで心配をいたしておりました。一月と、一昨日発表になりました二月の指標は、かなり改善をいたしてまいりました。ただ、消費はいずれにしても一番後になると思われますし、ただいまの指標がそのまま今後真っすぐ上がっていくものかどうか、なおも、もう少し見ておりませんといけないと思いますが、ただいまとしては順調な、私どもの予想しておりますよなところに行きかかっているよう考えております。今後、予算を迅速に執行いたしましたよなところに行きかかっているよう考えております。

○國務大臣官澤喜一君 前回お答えいたしました。

わが国の財政が今日このような事態になったことは、確かに石油ショックという要因もありましたが、今日の不健全財政は、安易に国債に頼った四十年度以来の政府自民党の財政運営に原因があります。特に、四十年代に国債発行をやめようと思えばやめられたにもかかわらず、当時の福田大蔵大臣の国債火種論によつて国債を安易に発行し、財政膨張と不健全財政体質をつくり上げた財政政策の誤りが今日の事態をより深刻にさせていることは、ひとしく万人の認めるところであります。また、高度成長政策による過剰な設備投資が今日の低稼働率と過剰設備を招き、また、値上がりによる金もうけを意図して行われた土地の買い占めが、いまとなってこれら大資本の経営基盤を危うくし、その結果、家計の赤字、企業の赤字。国の赤字を招いたことは、もはや明瞭であります。そして、いま、中小企業の倒産、失業者の増大、一年の間に三回も行われた預貯金金利の低下など、すべて庶民大衆の犠牲のもとに金融資本や大企業の救済が行われようとしているのであります。さらに、福田総理は、「全治三年」の公約を

【國務大臣官澤喜一君登壇 拍手】

○國務大臣官澤喜一君 前回お答えいたしました。

○國務大臣官澤喜一君 前回お答えいたしました。

○國務大臣官澤喜一君 私は、公明党を代表して、ただいま提案されました昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案について、総理並びに大蔵大臣に質問をいたします。

本法案は、通称財政特例法と呼ばれているように、均衡財政を原則とするわが国の財政運営から見るならば、きわめて異例な内容であると言わなければなりません。

次に、中・長期的な財政計画の問題であります。が、政府の思いつきとも思われる財政収支試算は一年ごとに大幅に改定され、財政の公債依存率三〇%を死守すると宣言した総理の舌の根も乾かぬうちに、実質三七%にまで後退しました。いま必要なことは、長期的展望に立ち、高度成長時代の期ビジョンと、それに至る具体的なプロセスが必要です。しかし、現下の福田内閣は、まさに脆弱な体质になれたわが国の産業、財政等にメスを入れ、新しい時代に適応した日本を一日も早く築くことあります。そのためには、確固たる長期ビジョンと、それに至る具体的なプロセスが必要です。しかし、現下の福田内閣は、まさに漂流に任せ、その財政政策は行き当たりばったりの思いつきとしか思われないのであります。われが党は、一昨年、福祉中期計画、いわゆるトータルプランを発表し、政府にその実現を迫ったのであります。が、一顧だにしようとなかったことは、まさに遺憾であります。政府が責任を持つて実行し、国民の合意を得られる中期的財政経済計画を速やかに作成すべきであると思うが、先ほどの答弁でも、早くつくるとのお答えでございましたが、本気でつくるつもりがあるのかどうか、つくるとすればいつまでつくるのか、総理の決意を伺っておきたいと思います。

政府の行き当たりばったりの姿勢のあらわれは、五十三年度末累計四十三兆円にもなるうそしている国債の償還計画がはつきりとしていないことをでも明らかであります。一個人の家計の場合にとてはめて考えてみても、返済のめどすら立たない借金をすることは、まさに後代に対する無責任な姿勢と言わざるを得ません。

さきに政府が特例公債の償還について提出した「国債整理基金の資金繰り状況についての仮定計算」なるもの、「予算繰入れ等が可能かどうか等の検証は行っていない」と注釈が書かれているあたりまであります。このような姿勢で巨額の国債発行をしようという政府の態度は、もはや当事者能力を失ったものと言わざるを得ません。償還計画、償還財源の具体的な見通しについて、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

次に、国債管理の問題であります。国債は四年以降、政府の資金運用部による引き受けのほか、銀行、生命保険、信託などの金融機関、それに証券会社などで構成する引き受けシングルートによって一括引き受けされたのであります。これは、大蔵省によるがんじがらめの金融政策、固定化された金利政策、さらに国債消化を容易にするための低金利政策、また、発行後一年で日銀が国債を買い取る実質的な日銀引き受け方式といふ、これは、大蔵省によるがんじがらめの金融政策、固定化された金利政策、さらに国債消化を容易にするための低金利政策、また、発行後一年で不可避の現状では、今日までの国債発行方式ではも、五十七年度まで毎年度十数兆円の国債発行が実行し切れないと思うがどうか。どう対処するのか。さらに、たとえ押しつけ消化をして、景気が上向き、民間資金需要が出てきた場合、民間向け資金不足の危険、また、国債を安易に日銀に買取らせるこれまでのやり方は結局インフレにつながると思うが、今後の国債管理、運営の方針を総理にお伺いしたい。

さきに、証券取引審議会基本問題委員会が「望ましい公社債市場のあり方に関する報告書」をまとめて、種々の指摘をしております。大蔵省としては、これを受けて具体的な改善の方向を明示し、実践していかなければ報告書の意義はありません。どういうプロセスで、どれから実践していくのか、大蔵大臣の見解を求めるだけの答弁しているように、国債の発行額をできるだけ抑えることは当然であります。さきの報告書が指摘している点たとえば銀行の反対で進まない国債の多様化の問題とどう取り組むのか、大蔵大臣の方針をお伺いします。

また、近く公社債市場の育成の問題について証券取引審議会で本格的検討をされるとのことであるが、その内容について政府の方針をお伺いいたします。

につきましても、証券業界は、銀行の国債窓口販売を認めることは既発債の売買を認めることがなり、証券業界への銀行の進出となるとして強く反発をしておりますが、政府は実施の方向で検討されるのかどうか、お伺いをいたします。

次に、専売納付金の納付の特例についてでありますが、この特例によって、専売公社の今後の運営に問題はないか、また、たゞこ価格の値上げに連動されるのではないかと懸念しておりますが、大蔵大臣の所見を伺いたい。

最後に、当面する問題についてお伺いしたい。特に経常収支の問題については、昨年度はわが国政府は完全に見通しを誤り、国際的にも主要国から批判をされました。今年度は経常収支六十億ドルの目標であります。今年一月三月の輸出状況を見るときに、むしろ今まで以上の輸出増加であり、このままでは昨年と同じように、六十億ドルの目標を大きく外れ、さらに円高ドル安招き、国際的にも非難をされるおそれがあります。

また、そのためにも内需の拡大が強く要望されておりますが、公共事業関連に明るさがあるものの、予想外に低い賃金ベースアップの状況などから見て、内需拡大は厳しいものがあります。経常収支六十億ドルの達成、七兆実質経済成長達成の見通しと今後の対策について、総理にお伺いをしたい。特に円高差益の国民への還元については、政府としても積極的に取り組み、公共料金の上に円高差益を還元させるよう努力するとのことでありますたが、具体的にはどうするのか、お伺いをして、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏) お答え申し上げます。
戦後、公債財政は私が昭和四十年大蔵大臣をしておったときに始めた、その責任は重大であるといふ御指摘であります。確かに私は、大蔵大臣として初めて四十年に財政に公債を取り入れ、戦後初めてだったわけであります。私はいま考えてみて、これは誤ったこととは思つておりません。

公債は、財政運営のための非常に有効な手段であります。これを使わないでおくことが、また私は間違つておるというくらいに思うわけであります。ただ、これをやるために、節度といいますか、よほど財政運営に厳しい態度をもつて臨まなければならぬ。つまり、公債はこれを国家財政の財源として使うけれども、好況時には公債は余ります。使わない、これを縮減をする、不況時には公債を出して、需要が不足するんですから、これを国が創造をすると、この構え、これを崩さずにやつてきますれば、これはもう公債というの非常に私は有効な財政運営の手段である、そのように思ひます。

今日、公債がとにかく大変発行されるようになつた。私はこの状態自体は憂えておるわけでございませんけれども、しかし、いま経済が非常に萎縮しておる、この経済を一体どうやって立て直すかということを考えると、民間の需要を誘発するという、そういうことは簡単にはいかぬ。設備過剰であるからそういうことがあります。そうなると政府が需要を創造するほかはない。そうすれば政府の財政を拡大するほかはないわけでございます。そのため、内需拡大は厳しいものがあります。経常収支六十億ドルの達成、七兆実質経済成長達成の見通しと今後の対策について、総理にお伺いをしたい。特に円高差益の国民への還元については、政府としても積極的に取り組み、公共料金の上に円高差益を還元させるよう努力するとのことでありますたが、具体的にはどうするのか、お伺いをして、質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏) お答え申し上げます。
戦後、公債財政は私が昭和四十年大蔵大臣をしておったときに始めた、その責任は重大であるといふ御指摘であります。確かに私は、大蔵大臣として初めて四十年に財政に公債を取り入れ、戦後初めてだったわけであります。そして公債を増発するという手段をとることが、安全にとることができたわけでありまして、決して私は四十年に公債を発行したという手法が誤つておつた変私は混乱が起つただらうと思うのです。四十一年から公債をじわじわと出しておつた。そして公債財政というのものに日本の社会といふものが慣熟しておつた。そこへ石油ショックが来た。で、公債を増発するといふ手段をとることが、安全にとることができたわけでありまして、決して私は四十年に公債を発行したという手法が誤つておつた変私は混乱が起つただらうと思うのです。四十一年から公債をじわじわと出しておつた。そして公債財政といふのものは立ち直りができたんです。私は骨格といふものは立ち直りができたんです。私は間違つたことを言つておるわけじゃない。このことをはっきり申し上げさせていただきたいのです。

今後の経済財政を長期的に展望せよといふ御所見、これは私はそのように思うのです。ありますから、今度は経済につきましても中期の試算をするから、中期の試算をするから、中期の試算をする、それを前提にいたしまして財政はまた中長期の試算をするということをいたしましたが、

しかしながら、このとしの経済成長率七%、これ、実現の可能性はどうかといふお話をござりますが、日本経済観測所なんかでは、これはむづかしい年半、二年の好況と、そういう景気、不景気の波を循環してずっとやつてきたわけであります。そこへ石油ショックというものが起つた。そのとき私は、このショックによる日本の景気への影響といふものは、これは常のことく一年の不況といふような状態で片づくものじゃありません。これは時間も長くかかるんですよということを申し上げるために、全治三年、相当かかるといふことを言つたんです。大胆な三年説でございましたけれども、それには増税というわけにいきませんから、どうしても公債を発行するということになる。大変多額な公債を発行しておるわけでございまするけれども、もし、公債財政といふのを全然やらないでずっと来て、そうして石油ショックがあつて財政が窮屈になつて公債を発行すると、いうようなことになつたら、これはそのときは大変私は混乱が起つただらうと思うのです。四十一年から公債をじわじわと出しておつた。そして公債財政といふのものは立ち直りができたんです。私は骨格といふものは立ち直りができたんです。私は間違つたことを言つておるわけじゃない。このことをはっきり申し上げさせていただきたいのです。

今後の経済財政を長期的に展望せよといふ御所見、これは私はそのように思うのです。ありますから、今度は経済につきましても中期の試算をするから、中期の試算をするから、中期の試算をする、それを前提にいたしまして財政はまた中長期の試算をするということをいたしましたが、

(外) 報官号

は、とにかくドル安円高、この影響をもろにかぶつてくるであろう、それからさらに、具体的な主要輸出品につきましても、自動車の輸出、これはその数量を前年の水準以下に抑える。そういう行政指導をいたしたいと思っております。テレビにつきましては、その主要市場であるところのアメリカとの間に数量の規制をしておることは御承知のとおりであります。また、船舶につきましては大麥需要が減ってきたので、これも減っていく。あるいは鉄鋼につきましても、トライガーブラインス、これが動き出しますので、これも減っていく。そういうようなことで、輸出はかなり様相が変わってくると思うのですが、輸入につきましては、緊急輸入、これをいろいろ考えております。これを実現いたしまして、まあ何とかして国際社会に対する責任だけは尽くしたいと、これが私の考え方でございます。(拍手)

○國務大臣(村山達雄君登壇、拍手)

國債償還財源がきわめて不安定じゃないかといふお話をござります。やはり財源問題を考えるときには、まず赤字國債から脱却するということが結局一番先決問題だと思うのでございます。それを第一に考えております。それから、それで済みましたら——現在償還財源は定期繰り入れ、それから予算繰り入れその他ございますが、特例債から脱却した後におきましては、予算繰り入れも検討してみたいと、このように考えておるところでございます。

それから、國債の多様化、あるいは公社債市場の育成、國債の管理政策、あわせて御答弁をさせていただきます。

多様化につきましては全く同意でございます。去年も多様化を図つたわけでございますが、ことしも具体的にいま構想を練りつつあって、ニーズにこたえてまいりたいと思っております。公社債市場の育成の問題でございますが、これは、発行市場の問題と、流通市場の問題と、それ

から流通市場の実勢を発行市場に反映させると、この三つの問題がございまして、それぞれ手を打っているところでございます。今後もそのようにやつていきたい。それが私は結局國債管理政策の基本になると思っております。

インフレの心配はないか——いまのところ全然心配ございません。ただ、将来民間の資金需要が出たときに、財政がいまのような形でありますと、そのときにインフレの危険が出てくるであろうことは御指摘のとおりでございます。その意味で、早く赤字國債を消しておくこと、そしてまた、そのときには適宜の金融政策をとつて、國債の窓口販売につきましては、先ほどお答えをいまから考えておく必要があると考えております。これを実現いたしまして、まあ何とかして

國債の窓口販売につきましては、先ほどお答えしましたように、慎重に考えてまいりたい。

それから、専売納付金が公社の經營に心配ないか——これは、先ほどお答え申しましたように、心配ございません。

○議長(安井謙君) 渡辺武君。
(渡辺武君登壇、拍手)

○渡辺武君 私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

政府は、特例公債と名づけながら、昭和五十年度からすでに四年間も赤字公債の発行を続けようとして、赤字公債を事実上恒常的なものとしております。また、公債依存度はすでに五十一年度約三〇%、五十二年度三四%という状態に加えて、今年度は実に三七・八%などとどめています。欧米諸国が、現在の経済危機の中ですべて、公債依存度を、アメリカ一〇・七%、イギリス一四・一二%、西ドイツ一二・三%などとどめています。これに比較するならば、わが国の財政破綻がきわめて異常であり、深刻であることは明らかであります。

総理は、不況を開拓するためにはやむを得ない措置などと述べております。しかし、五十三年度予算は、高速自動車道路や本四架橋など、事業費の九割以上が大企業に発注される大企業優遇の大企業公共事業中心の予算であり、今日の経済危機を開拓できるものではありません。このことは、この予算が五十二年度第二次補正予算と合わせた十五ヵ月予算としてすでに執行中であるにもかかわらず、経常収支の黒字は百四十一億ドルと異常な状態となり、円は二百二十円を割るまでに急騰し、中小企業の倒産や労働者の失業は増加の一途をたどっていることを見ただけでも明白であります。

わが党は、かねてから、貨金の引き上げ、大幅減税や福祉の充実などによって国民の所得をふやすこと、また、公共投資の重点を住宅や学校の建設など生活密着型公共事業に移すこと、これらによつて、国民生活の擁護と不況、円高などの経済危機の打開を統一的に進めることが現在とるべき最良の政策であることを強調してまいりました。そして、その財源は、不公正税制の是正と、P-3C、F-15など不急不要の経費を削減し、また、大型公共事業の一部を生活密着型公共事業に振りかえるなどして賄い、赤字公債は出すべきではないことを主張してまいりました。政府は、いまこそ

総理、あなたがその手で行つてあるこのような財政運営は、戦後、わが国の財政の基本を定めた財政法の健全財政主義を真っ向から踏みにじるものではありませんか。特に、財政法第四条が、赤字公債の乱発による戦費の調達と、それによる戦後の大インフレの悪夢を再び繰り返さないために、赤字公債の発行を認めていないことはよく知られています。特例公債の名目をつけながら赤字公債の発行を恒常化することは、財政法第四条を踏みにじるものであり、財政破綻を一層激しくするものと言わなければなりません。総理の責任を踏みにじります。

総理は、不況を開拓するためにはやむを得ない措置などと述べております。しかし、五十三年度末四十三兆円、五十七年度末には百兆円前後と予想されております。この莫大な公債が、現在、資本の過剰に苦しむ巨大銀行その他に有利な投資市場を提供するものであることは明らかであります。その上に、これらの大企業は六・一%の金利、すなはち総額六千七百八十八億円の金利を公債保有に応じて受け取りすることができます。公債の発行残高は五十三年

度末四十三兆円、五十七年度末には百兆円前後と予想されますが、このことが金融資本と政府との資本の過剰に苦しむ巨大銀行その他に有利な投資市場を提供するものとなると思いますが、どうでしようか。

その反面、政府は、公債発行を円滑に進める条件として公定歩合の引き下げを進め、その犠牲を

議会は先ごろ郵便金利の引き下げをまたまた答申いたしました。絶対に容認することはできません。郵政大臣はこの答申を受け入れるべきではないと思うが、明確な答弁を求めます。

また、政府がさきに発表した財政收支試算は、政府の公債乱発政策が国民の将来に何をもたらすかを明白に示しております。まず、政府は、五十七年度までに赤字公債の発行をやめるなどと称して、一般消費税の導入などによる四年間二十六兆七千億円にも及ぶ大増税や福祉切り詰めの方向を示し、他方では、巨大銀行などに支払う公債費や大型公共事業中心の投資的経費を急増させようとしております。これでは、財政の再建どころか、

財政運営の基本であるべき所得の再配分と国民福祉擁護に逆行するものであり、財政民主主義に根本から反するものではありませんか。特に、一般消費税など最悪の大衆課税による大増税と福祉切り詰めは、国民の生活を著しく圧迫し、経済危機の打開を一段と困難にすることは、大衆消費の沈滞が不況の克服を困難としている現在の事態を見ただけで明白であります。政府は、租税特別措置に代表される不公平税制を徹底的に改めること、特に各種引当金、受取配当益金不算入、配当控除など、法人税、所得税の本法で行われている大企業、大資産家優遇措置の是正を重点的に行い、財源問題の民主的な解決を図り、不要な経費は削つて、福祉を充実させる方向で財政の再建を進めるべきではありませんか。

最後に、總理伺います。

昭和四十年、戦後最初に赤字公債の発行に踏み切った方はあなたです。また、昭和五十年度以来、赤字公債を含む公債の乱発に次ぐ乱発を重ね、今日の財政大破綻を生み出した者もあなたです。あなたは、この放漫財政による日本経済の高度成長を持ち出して言いわけにしておられます。しかし、国民を犠牲にした大企業の高度成長こそ、今日の経済危機と財政破綻を生み出した根本的原因ではありませんか。私のこの質問を、公債性悪説などとすりかえた答弁をしないで、真剣に責任を明らかにすべきであります。

また、今日の事態は、自民党の政策が全く破綻したこと、経済政策の根本的転換が避けられないことを明白に示しております。總理は、いまこそ大企業中心の高度成長型経済政策を、国民生活権先の経済政策に根本的に転換する意図はございませんか。また、その方向を内容とした中期的な経済計画と財政計画を示すべきではありませんか。明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。

(拍手)

【國務大臣】(福田赳氏) 昭和四十年に、私が大

藏大臣のとき、公債を戦後初めて発行することにいたしました。それが今日に災いを持ってきておると、こ

ういうようなことで、私の責任を問うというお話

でございますが、このことにつきましては、先ほ

ど私は私の見解を申しあげましたので、お答

えを省略させていただきます。

今日の財政は、御指摘のように本当に異常な状

態でござります。しかし、御指摘のように、特例

公債のものに赤字公債を発行しておるんだ、財政

法に違反をしておることをやつておるんだとい

うようなお話をござりますが、異例、異常な財政運

営であることは、これは間違いございませんけ

れども、そこで、そういう異例な財政運営を行わ

ざるを得ない、そういうようなことで、いま特例

債の発行ということにつきまして御審議をお願い

しておるわけであります、法律に違反するとい

うような、そういう措置をとつておるわけじゃございません。いまこのようない状態の中で、一体そ

れじゃ他にどういう方法があるかと言いますれ

ば、この以外に方法はないんじゃないでしょうか。

やつぱりこの際は特例公債を発行する、また

建設公債も発行する、そうして需要を喚起して景

気を正常化する、それによって財政収入も確保さ

れる、そこで財政も健全化への方向を見出します。

このように考えますので、ぜひとも御賛同の

ほどをお願い申し上げます。

それから、大企業中心の経済政策を自民党政

がずっととつてきた、これが今日の破綻である

と、こういうような御指摘ございますが、これ

は間違った見解である。私はそういう見解はとり

ます。わが国は資源の乏しい国である。それが

今日のような状態になつたゆえんのものは何かと

言いますれば、やつぱり国民の力、これを結集す

る、そうして能率よく経済運営ができるような体

制をつくり上げた、そこにあると思うのです。で

すから、私は、その能率のよい経済体制の一つと

いいます。以上でござります。(拍手)

【國務大臣】(村山達雄君) お答えいたします。

いま国債は金融機関が引き受けおつて、金融

機関の利益に奉仕しているんじやないか――全く

私は違うと考えているわけございまして、御承

知のように、家計がほとんど金融機関に貯蓄をして

いる状況でござります。間接金融が主になつて

いるわけござりますから、勢い金融機関の協力

を頼まなければ公債が消化できないという結果に

なるわけでござります。また、その利ざやにつき

ましては、いまの金融機関の資金コストでござ

ますと、消化いたしましても逆さやになるものも

相当出ておるということも御理解賜りたいの

でござります。

次に、収支試算は福祉切り詰めではないか――

そうではございません。これは、御案内によ

り、いまのこの赤字公債から早く脱却し、そして

歳出を切り詰めつつ、七兆税度、六兆強の成長が

可能であるかどうか、これの試算をいたしたので

ございます。いずれのケースをとつてみまして

との競争に打ち勝つ、そのもとににおいて中小企業も、振替支出が最大に伸びているということを御

おつしやったような、引当金が不公平税制である

とか、あるいは二重課税の調整が、あれが不公平

税制であるという御意見には賛成しかねるのでござります。

それから一般消費税の問題でござりますが、こ

れは、税制調査会で言つておりますように、今後

負担の増加を求めるとした場合に、一般消費税問

題は避けて通れない、早く具体案をつくつて、さ

らに国民並びに国会の批判を仰いだ上で最終的な

判決をするという立場はとるべきからざる

ところである、このよう考へるのであります。

それから、中期的経済計画、中期的財政計画を示すべしというお話をござりますが、これはで

きる限り勉強いたしまして、むずかしいことではありますけれども、なるべく早く御期待に沿えるよういたしたいと、このように考へます。

(拍手)

【國務大臣】(村山達雄君) お答えいたします。

いま国債は金融機関が引き受けおつて、金融

機関の利益に奉仕しているんじやないか――全く

私は違うと考えているわけございまして、御承

知のように、家計がほとんど金融機関に貯蓄をして

いる状況でござります。間接金融が主になつて

いるわけござりますから、勢い金融機関の協力

を頼まなければ公債が消化できないという結果に

なるわけでござります。また、その利ざやにつき

ましては、いまの金融機関の資金コストでござ

ますと、消化いたしましても逆さやになるものも

相当出ておるということも御理解賜りたいの

でござります。

それから財政の健全化でござりますが、これは

何よりも早く、しばしば申し上げますように、赤

字公債から早く脱却する、できるだけ今後少なく

していくということ、それから、歳出につきまし

てできるだけ優先度をはつきりさせる、こういう

ことが先決問題であろうと思つてゐるところでござりますので、国会が済みましたらとの作業に取りかかりたいと思ってゐるところでございま

す。

それから財政の健全化でござりますが、これは

何よりも早く、しばしば申し上げますように、赤

字公債から早く脱却する、できるだけ今後少なく

していくということ、それから、歳出につきまし

てできるだけ優先度をはつきりさせる、こういう

ことが先決問題であろうと思つてゐるところでござります。

以上でござります。

(拍手)

【國務大臣】(服部安司君) お答えいたします。

いま国債は郵便貯金法第十二条において、預金者

の利息の増進に考慮を払うとともに、あわせて民

間金融機関の預金の利率についても配慮しなけれ

ばならないとされてゐることは御承知のとおりで

あります。私といたしましては、郵便貯金の金利

は決して公定歩合操作と直接関連するものでない

といふ基本的認識の上に立ちまして、預金者の利

益を最大限に守らねばならないということで、諸

情勢の推移を慎重に見守つてしまつたところであ

ります。しかしながら、民間金融機関の預金金利

については、その引き下げが決定され、そうした状況の中で郵便貯金の利率をどうするか、預金者の立場を考えますと、非常に苦慮してきた次第であります。さりながら、郵便貯金の現在高が三十七兆三千億円と、わが国金融全体に大きな影響を及ぼしていることもまた事実でございます。

このような郵便貯金をめぐる情勢を勘案いたしまして、郵政審議会に郵便貯金の利率の改定について諮問しておりますことは御案内のとおりであります。郵政審議会では、四回の会議を重ね、多様な観点から各般の意見が取り交わされ、慎重な審議がなされ、去る十八日、郵便貯金の利率を引き下げるることはやむを得ないと判断されるとの答申をいただいたところであります。

民間金融機関の預金利の引き下げは去る十七日からすでに実施されておりまして、郵便貯金の利率をこのまま据え置くことによるわが国金融全体への影響、あるいは当面の景気浮揚対策、雇用問題等、わが国の経済運営全般に与える影響を考慮いたしますれば、私いたしましては、預金者の立場を考えますと、まことに忍びがたいものがありますが、郵政審議会からいただいた答申の趣旨を体し、この際、郵便貯金の利率を引き下げることも万々むを得ないものと判断し、利率の改定を行うことといたしたものであります。(拍手)

○議長(安井謙君) 井上計君。

〔井上計君登壇、拍手〕

○井上計君 私は、民社党を代表して、ただいま提案されました昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案について、総理並びに関係大臣に対し質問を行います。

〔議長退席、副議長着席〕

先般、わが民社党は、現在の不況の根本原因は需要面での伸び悩みにあり、また、先行き不安が経済成長を低下させるという基本認識に立って、五十三、五十四の兩年度はまず不況克服のために

ていただきたいと思うのであります。

次は、国債の大量発行とインフレとの関係であります。

ここ数年、国債の大量発行は雪だるま式に拡大がつて、この立場から、本年度の七兆成長達成のためには本案は速やかに成立させべきと考え、贅

急な移行期とする構想を発表いたしました。したましても、郵政審議会に郵便貯金の現在高が三十七兆三千億円と、わが国金融全体に大きな影響を及ぼしていることもまた事実でございます。

このようないかがであります。

しかし、この際、今後の財政運営の節度、国債の個人消化の方策並びにそれらに関連する諸問題等について、先ほど来御答弁がありましたけれども、明確ではない点もありますので、私からも改めてお尋ねをいたします。

その第一は、日本経済の持続的成長への戦略をどのように展開していくかということであります。そこで、日本経済の持続的成長への戦略をどうのうに実現していくかといたしましては、預金者が主導すべき経済運営の方向は何一つ明らかにされません。しかも、この試算は、五十年代前期経済計画をもとにした暫定試算の数値を財政というフィルターを通してながめたものにしかすぎず、財政が主導すべき経済運営の方向は何一つ明らかにされません。その上、財政運営の歴史とすべきものについては全く示されず、ただいたずらに増税を唱えるのみで、国民の不安をますます大きさすのみと言わざるを得ないのであります。福田田総理の先ほどお答えの中にありました、が、成長通貨に關係なく、市場に放出されておりました。これらは、すでに債券や株式の購入資金となり、史上空前の不況下における株式ブームとなつてあらわれてきております。四十八、四十九

最初に赤字公債を発行した昭和四十年当時の大蔵大臣として、国債の導入については、景気調整の手段として重要な用具であり、これを火種として利用していくと主張されたようであります。私は、これが誤った政策であったとは思いません。しかし、四十年代の高度成長期を通じて、安易な財政運営を歴代内閣が行ってきたその結果は、今までの容易ならざる財政危機という大火に拡大をしてきました。この火つけ役としての福田総理は、その責任上、特例公債の発行の歴史としておられました。

そこで、私は、個人、特に一般大衆が国債を保有するためには、これを購入しやすい手段を提供する必要がありますと考へます。そのためには、具体的な方法として、個人向け国債の販売を、銀行窓口だけでなく、最大の店舗網を有する郵便局でも行うことを持提をいたします。

以上のような方法によって、国債保有の整備を図ることが必要だと考へますが、この提案について、大蔵大臣並びに郵政大臣の御見解を伺いたいと思うのであります。

最後に、私は、不況克服に苦闘を続けておる國

民の神経を遠なでするような公労協の違法ストについて質問をいたします。

福田内閣は、昭和五十三年度の経済成長率七%達成に政治生命をかけて、国民もまた、これが達成されることが不況からの脱出と雇用不安解消の唯一の道であると考へて努力をしております。しかし、去る十八、十九の両日にわたくつて行われた公労協の違法ストによつて国民のこうむつた經濟的な損害は、まことに大きなものがあります。

ところが、公労協の諸君は、国民のこの怒りに目をつぶり、耳をふさぎ、全く反省の色も示さず、さらに二十五日より九十六時間の長期ストを決行すると準備をしております。不況と円高の二重の打撃を受けて倒産の危機に直面している中小企業者や、雇用不安をやわらげるためにはやむを得ず低額回答を受け入れたり、あるいは賃上げゼロにも涙をのんでいるといふ民間労働者の実態を無視し、親方日の丸意識をまる出しにした、しかも、法秩序をじゅうりんする違法ストを繰り返すということは、断じて許すべきではありません。

(拍手)

私は、この違法ストは、七%成長の努力を阻害し、不況克服にかなりの影響が出るものと考えますが、総理のお考へはいかがでありますか。

また、政府は、従来の弱腰の姿勢を直ちに改め、決然たる態度をとるべきであります。

民社党は、去る十四日、この公労協の違法ストの暴挙を制止するため積極的な対策を講じ、違法行為に対しては法律に基づいた的確な処分を実施し、法と秩序に対する国民的信頼を回復すべきであると、全国大会での決議をもつて総理大臣に申し入れを行つておりますが(拍手)、総理並びに労働大臣は、このわが党の申し入れにどのように対処されたのか、あわせてお伺いをいたしたいのであります。

同時に、立法府である国会も、その責任を痛感して、この違法ストを直ちに制止するため、各党挙げて、公労協に対し警告をなすべきであると考

えますか、総理としてはどうのお考へになります。

(拍手)

まことに、去る三月二十五日、本院予算委員会における私の質問に対し、国鉄当局は、違法ストのみでなく、列車等の施設管理権を侵害しているビル張り、落書き等に対し、厳重に警告し、処置すると確約されました。依然として落書き列車が運行されており、ある労働組合の幹部は、ストをやる以上当然だと発言をしていますが、輸大臣はどのように考えておられるのか、断固たる処置を要望して、御所見を承りたいと思います。

(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず、公債発行の歴史と問題についてでございますが、特例公債につきましては、五十三年度の特例公債の発行額は、実質公債依存度とい

たしまして二四%になるのであります。これを一つのめどといたしまして、逐次減額をするといふようにいたし、そうして、私どもの考え方といたしましては、五十七年度ぐらいには特例公債はなくすというようなことになります。これを一考へ、歳入の面、歳出の面、両面にわたりまして、年々の公債の発行額は、特例公債につきましては、五%マイナスの影響があるたといふようなることがあります。いま思ひ起こすのであります。フランスで、ドゴール大統領、あのときゼネストが長期にわたつてあったんです。あれがたしかGNPでは、わが国の経済の成長、発展には非常に大きな影響があると、このように考える次第でござります。いま思ひ起きたのであります。フランスで、ドゴール大統領、あのときゼネストが長期にわたつてあったんです。あれがたしかGNPでは、わが国においては、わが日本においていまの状態でそんなに大きな影響等が出るとこれはゆめゆめ思ひませんけれども、とにかく国民全體が景気の回復を念願し、政府も非常の手段を弄してまでとにかく景気の回復を求めておると、こういう際に、景気の回復を阻害するようなストライキ、これにつきましては、これはもう各党皆さん御協力を得まして、そのようなことにならぬよう心からお願いをいたしたい、かように存ずる

過剰流動性は、先ほど申しましたように、いまのところは心配ないのでござりますが、これも将来非常に危険でございますので、大蔵省といたしましては、先般、定期市場につきまして証券金を引き上げ、また、掛け目を下げまして警告を發したところでございます。今後もそのように考えております。

国債の個人消化を積極的に考えよ——全く同感でございまして、非常に努力いたしました結果、機関投資家を含む個人消化は、五十一年には大体一三から一五ぐらいでございましたが、五十二年度では二三%ぐらい、それから五十三年度では約三〇%ぐらいのけるのではないかと思っておるのをございます。御指導に沿いまして、さらに一層の努力をいたしたいと思います。

銀行、郵便局でも扱わしたらどうか、この問題は慎重に考えてまいりたいと存じております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣村山達雄君登壇〕

○國務大臣(村山達雄君) お答えいたします。

国債の大額発行が、いまはいいけれども、民間政策としてはなるわけでありますので、したがいまして、建設公債は縮減をする、つまり、公共事業はさほどやらぬでもいい状態に景気の資金需要が出てきたときにインフレの危険がないか——おっしゃるとおりでございます。ただいま総理がお答えになつたような趣旨において、そ

のようにならないよう十分注意してまいりたい

〔國務大臣服部安司君登壇〕

○國務大臣(服部安司君) 郵便局で国債を販売す

と思います。

それから、現在過剰流動性が発生しておるのじゃないか、株式が上がつておるのは一つのその証左ではないか、こういうお話をございます。株式市場は確かにダウ五千円以上に上がっておりまして、かなり高いのでございます。まあ二つ私

は原因があると思うのでございますが、一つは、何といつても円が上がつておるということは、それだけ国力、競争力は強いということを意味するわけでございます。それだけにやはり人気が出でております。しかしながら、物色買いも行われまして、かなり選択は堅実のようだと思つてございます。第二は、やはり金利が非常に、史上最低になりましたから、確定利付債券の方からそちらの方に資金が移つて、向きもあると思うのでございます。しかし、いずれにしても、余りにも高くなりますが

将来非常に危険でございますので、大蔵省といたしましては、先般、定期市場につきまして証券金を引き上げ、また、掛け目を下げまして警告を發したところでございます。今後もそのように考えております。

国債の個人消化を積極的に考えよ——全く同感でございまして、非常に努力いたしました結果、機関投資家を含む個人消化は、五十一年には大体一三から一五ぐらいでございましたが、五十二年

る件についてのお尋ねであります。個人消化という点では私も全く同感であります。現在は国債の個人消化はきわめて順調に行われているとのことであります。現在のところ、郵便局で国債の販売を行うことにつきまして関係機関から特段の要請を受けておりませんし、当面の問題としては考えていないところであります。

なお、今後情勢の推移によって郵便局窓口を利用する必要が生じました場合には、十分に検討すべき課題と考えております。(拍手)

〔國務大臣藤井勝志君登壇〕

○國務大臣(藤井勝志君) 去る十七日、公共企業体の当局は有額回答をいたしたわけでございました。その有額回答の内容につきましては、あるいは立場によつていろいろ御意見が分かれるところでございますが、私はやはり現在の厳しい経済情勢を踏まえて、当局としてはできるだけの誠意ある回答をしたものと考へておるわけでございました。ただ問題は、やはり公共企業体の賃金決定の問題につきましては、やはりその地位の特殊性と職務の公共性という、こういう点から、法律において一切の争議行為は禁止されることは御案内のとおりでござります。したがいまして、万一自主交渉が不調に終わった場合には、公労委に対して調停、仲裁の手続によつて平和裏に解決する仕組みになつておるわけでござります。私は、そのような観点から、このルールを無視して、しかも違法のストをするとはぜひ避けたまわなければならぬ。ちょうど十七日の午後、私は、いよいよ十八日から十九日、いわゆるスケジュール闘争に入られるという情報をつかみましたから、公労協関係の労働組合代表にお会いをして、ぜひやめてもらいたいと、このように要請をしたわけござりますけれども、残念ながら、のような結果になりました。私は、いずれまた計画されておるようなストに対しては、やはり現在の厳しい不況状況、先ほどから総理からもお話をございましたが、ぜひひとつそれを考へて、平

和裏に解決をしてもらいたい、ルールに従つて平和裏に賃金の決着がつくよう心から期待をいたすわけでございまして、私も労働大臣という立場において許される限りの努力をいたしたい、このように考へておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣福永健司君登壇〕

○國務大臣(福永健司君) 多くの企業が不況にあつておられる昨今の厳しい経済情勢下に、関係労働組合はその置かれている立場をよく認識し、良識ある行動をとることを期待するものであります。

公共企業体等の職員については、言うまでもなく、法律によりストライキが禁止されているところであり、これに反して違法ストが強行される場合には、当然法に照らして厳正な態度で臨むべきであると考えております。

次に、車両に対する落書きやビラ張りのようない行為はきわめて遺憾なことであり、是認できないところであります。国鉄当局は、当然適切な管理権を行使して、その防止に全力を尽くすとともに、これが強行された場合には適切かつ強力な措置を講すべきであると考えており、今後ともそのような方向で国鉄を十分指導してまいりたいと存じます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(加瀬完君) これにて質疑は終了いたしました。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しについて承認を求めるの件(衆議院送付)を議題

結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題

といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長安

孫子藤吉君。

審査報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約(日本国とアメリカ合衆国との間の

の件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十日
日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約(日本国とアメリカ合衆国との間の

渡しに関する条約

日本議院議長 安井 謙蔵
外務委員長 安孫子藤吉

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引

渡しに関する条約

日本国及びアメリカ合衆国は、

犯罪の抑止のための両国の協力を一層実効ある

ものとすることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

各締約国は、第二条1に規定する犯罪について、訴追し、審判し、又は刑罰を執行するために他方の締約国からその引渡しを求められた者であつて、その領域において発見されたものを、この条約の規定に従い当該他方の締約国に引き渡すことを行つて、當該犯罪が請求国との領域の外において行われたものである場合には、特に、第六条1に定める条件が適用される。

第二条

1 引渡しは、この条約の規定に従い、この条約の不可分の一部をなす付表に掲げる犯罪であつて、兩締約国の法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされるものに於けるものについて並びに付表に掲げる犯罪以外の犯罪であつて日本国の法令及び合衆国連邦法により死刑又は無期若しくは长期一年を超える拘禁刑に処することとされているものについて行われる。

前記犯罪の一が實質的な要素をなしている犯

罪については、合衆国政府に連邦管轄権を認め

るために州際間の輸送又は郵便その他州際間の

設備の使用が特定の犯罪とされている場合であつても引渡しを行ふ。

2 引渡しを求める犯罪について、請求国により刑を受ける犯罪について、裁判所により刑の言渡しを受けている場合には、その者が死刑

の言渡しを受けているとき又は服すべき残りの刑が少なくとも四箇月あるときに限り、引渡しを行う。

第三条

引渡しは、引渡しを求められている者が被請求国(の法令上引渡しの請求に係る犯罪を行つたと疑うに足りる相当な理由があること)又はその者が請求国(の裁判所により有罪の判決を受けた者であることを証明する十分な証拠がある場合に限り、行われる)。

第四条

1 この条約の規定に基づく引渡しは、次のいずれかに該当する場合には、行わない。

- (1) 引渡しの請求に係る犯罪が政治犯罪である場合又は引渡しの請求が引渡しを求められてゐる者を政治犯罪について訴追し、審判し、若しくは該当事者に対し刑罰を執行する目的で行われたものと認められる場合。この規定の適用につき疑義が生じたときは、被請求国の決定による。
- (2) 引渡しを要求している者が被請求国において引渡しの請求に係る犯罪について訴追されている場合又は確定判決を受けた場合
- (3) 日本国からの引渡しの請求にあつては、合衆国の法令によるならば時効の完成によつて引渡しの請求に係る犯罪について訴追することができないとき。
- (4) 合衆国からの引渡しの請求にあつては、次のいずれかに該当する場合であつて、日本国(の法令によるならば時効の完成その他の事由によつて引渡しの請求に係る犯罪について刑罰を科し又はこれを執行することができないとき。
- (a) 日本国が当該犯罪に対する管轄権を有するとした場合
- (b) 日本国がその管轄権を現に有しており、かつ、その審判が日本国(の裁判所において行わたされたとした場合)

2 被請求国は、引渡しを要求している者が被請求国(の領域において引渡しの請求に係る犯罪に足りる相当な理由があることを示す証拠資料)無罪の判決を受け又は刑罰の執行を終えている場合には、引渡しを拒むことができる。

第五条

3 被請求国は、引渡しを要求されている者が被請求国(の領域において引渡しの請求に係る犯罪以外の犯罪について訴追されているか又は刑罰の執行を終えていない場合には、審判が確定するまで又は科されるべき刑罰若しくは科された刑罰の執行が終わるまで、その引渡しを遅らせることができる。

第六条

1 被請求国は、自国民を引き渡す義務を負わない。ただし、被請求国は、その裁量により自国民を引き渡すことができる。

2 第七条

1 引渡しの請求に係る犯罪が請求国(の領域の外において行われたもの)では、被請求国は、自國の法令が自國の領域の外において行なわれたそのような犯罪を罰することとしているとき又は当該犯罪が請求国(の国民によって行われたもの)であるときには、被請求国は、自國の主権又は権力の下にあるすべての陸地、水域及び空間をいい、当該締約国において登録された船舶及び当該締約国において登録された航空機であつて飛行中のものを含む。この規則の適用上、航空機は、そのすべての乗降口が乗機の後に閉ざされた時からそれらの乗降口のうちいづれか一が降機のために開かれる時まで、飛行中のものとみなす。

2 1 引渡しの請求は、外交上の経路により行う。引渡しの請求には、次に掲げるものを添える。

(a) 引渡しを要求している者を特定する事項を記載した文書

第八条

2 1 引渡しの請求には、次に掲げるものを添える。

第九条

- (a) 請求国は、次のいづれかに該当する場合を除くほか、この条約の規定に従つて引き渡された者を、引渡しの理由となつた犯罪以外の犯罪について拘禁し、訴追し、審判し、若しくはその者を第三国に引き渡さない。ただし、この規定
- (b) 請求国(の裁判官その他司法官)が発した逮捕すべき旨の令状の写し
- (c) 引渡しの請求が有罪の判決を受けていない者について行われる場合には、次に掲げるものを添える。

は、引渡しの後に行われた犯罪については、適用しない。

(1) 引渡された者が引渡しの後に請求国(の領域から離れて当該請求国(の領域に自発的に戻ってきたとき)。

第十条

(2) 引渡された者が引渡しの後に請求国(の領域から離れるようになつた日から五日以内に請求国(の領域から離れなかつたとき)。

第十一

(3) 被請求国が、引渡された者をその引渡しの理由となつた犯罪以外の犯罪について拘禁し、訴追し、審判し、若しくはその者に対し刑罰を執行することに同意したとき。

第十二

(4) 被請求国は、引渡しの理由となつた犯罪を構成する基本的事実に基づいて行われる限り、第二条1の規定に従い引渡しの理由となるべきいかなる犯罪についても、この条約の規定に従つて引き渡された者を拘禁し、訴追し、審判し、又はその者に対し刑罰を執行することができる。

第十三

(5) 引渡しの請求を受けた者が刑の言渡しを受けているときは、刑の言渡し書の写し及び当該刑の執行されていない部分を示す書面に従い正当地に認証されるものとし、これらの文書には被請求国(の国語による正当地に認証された翻訳文を添付する。

第十四

(6) この条約の規定に従い請求国(が提出するすべての文書は、被請求国(の法令の要求するところに従い正当地に認証されるものとし、これらの文書には被請求国(の国語による正当地に認証された翻訳文を添付する。

第十五

(7) 被請求国(の行政当局は、引渡しを求められてゐる者の引渡し請求の裏付けとして提出された資料がこの条約の要求するところを満たすのに十分でないと認める場合には、自國の裁判所に当該引渡し請求を付託するかどうかを決定する前に請求国が追加の資料を提出することができるようとするため、請求国(に對しその旨を通知する。被請求国(の行政当局は、その資料の提出につき期限を定めることができる。

第十六

(8) 被請求国(の裁判官その他司法官)が発した引渡しの請求が有罪の判決を受けていない者について行われる場合には、次に掲げるものを添える。

第十七

- (a) 請求国(の裁判官その他司法官)が発した
- (b) 引渡しを要求している者が逮捕すべき旨

の令状にいう者であることを証明する証拠資料

(c) 引渡しを求められている者が被請求国(の法令上引渡しの請求に係る犯罪を行つたと疑うに足りる相当な理由があることを示す証拠資料

第十八

(d) 引渡しを求められた者が被請求国(が言渡しを受けた者)に對し、引渡しを拒む場合に、引渡しの請求が有罪の判決を受けた者について行われる場合には、次に掲げるものを添える。

第十九

- (a) 請求国(の裁判官その他司法官)が発した緊急の場合において、請求国(が外交上の経路により、被請求国(に對し、引渡しを要求する者に
- (b) つき第一条1の規定に従い引渡しの理由となる

官報(号外)

犯罪について逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しがされていることの通知を行い、かつ、引渡しの請求を行うべき旨を保証して仮拘禁の要請を行つたときは、被請求国は、その者を仮に拘禁することができる。仮拘禁の要請においては、引渡しを求める者を特定する事項及び犯罪事實を明らかにするものとし、被請求国により必要とされるその他の情報を含める。

仮拘禁が行われた日から四十五日以内に請求国が引渡しの請求を行わない場合には、仮に拘禁された者は、釈放される。ただし、この規定は、被請求国がその後において引渡しの請求を受けた場合に、引渡しを求められる者を引き渡すための手続を開始することを妨げるものではない。

第十条
被請求国は、引渡しを求められている者が、被請求国の裁判所その他の権限のある当局に対し、その引渡しのために必要とされる国内手続における権利を放棄する旨を申し出た場合には、被請求国が引渡しを促進するため必要なすべての措置をとる。

第十二条
被請求国は、同一の又は異なる犯罪につき同一の者について他方の締約国及び第三国から引渡しの請求を受けた場合には、いづれの請求国にその者を引き渡すかを決定する。

<p>第十三条 引渡しが行われる場合において、犯罪行為の結果得られたすべての物は、被請求国の法令の許す範囲内に於いて、かつ、第三者の権利を害さないことを条件として、これを引き渡す。</p>	<p>第十四条 1 被請求国は、引渡しの請求に起因する国内手続（引渡しを求められている者の拘禁を含む。）について必要なすべての措置をとるものとし、命ぜられた者の護送に要した費用は、請求国が支払う。</p> <p>2 被請求国は、請求国に對し、引渡しを求められた者がこの条約の規定に従い拘禁され、審問され、又は引き渡されたことによりその者が受けた損害につきその者に支払った賠償金を理由とする金銭上の請求を行わない。</p>
	<p>1 この条約は、批准されなければならず、批准書は、できる限り速やかにワシントンで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。</p>
	<p>2 この条約は、第二条1に規定する犯罪であつてこの条約の効力発生前に行われたものについても適用する。</p>
	<p>3 日本国とアメリカ合衆国との間で千八百八十六年四月二十九日に東京で署名された犯罪人引渡し条約及び千九百六年五月十七日に東京で署名された追加犯罪人引渡し条約は、この条約の効力発生の時に終了する。ただし、この条約の効力発生の際に被請求国において係属している引渡しに係る事件は、前記の犯罪人引渡し条約及び追加犯罪人引渡し条約に定める手続に従う。</p>
	<p>4 いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し六箇月前に文書による予告を与えることによつていつでもこの条約を終了させることができること。</p>

<p>日本国のために アーメリカ合衆国のために マイケル・J・マンスフィールド</p>	<p>1 又はほう助を含む。) 殺人、傷害致死又は重過失致死（自殺の教唆 人を殺す意図をもつて行われた暴行 遺棄致死傷 略取、説かい又は不法な逮捕若しくは監禁に 関する罪 強盗 脅迫 強かん、強制わいせつ いん行勸誘又は売春に関する罪 わいせつ物に関する罪 重婚 住居侵入 強盗 窃盜 恐かつ 詐欺（欺もう的手段により財物、金銭、有価 証券その他の經濟的価値を有するものを取得す ること） 横領、背任 ぞう物に関する罪 財物、文書又は施設の損壊に関する罪 暴行又は脅迫による業務妨害 違反する罪 放火、重過失による失火 騒ぎようの主導 暴行又は脅迫による業務妨害 公衆の健康の保護に関する法令に違反する罪 の危険を生じさせる罪 国際法上の海賊 列車、航空機、船舶その他の交通手段の不法 な奪取又は管理に関する罪 公衆の健康の保護に関する法令に違反する罪 激発力、水力その他の破壊的手段により公共 な運行を妨げ又はこれに危険を生じさせる罪 爆発物、火炎装置又は危険な若しくは禁止さ れるとき。</p>
---	---

<p>日本国のために アーメリカ合衆国のために マイケル・J・マンスフィールド</p>	<p>1 又はほう助を含む。) 殺人、傷害致死又は重過失致死（自殺の教唆 人を殺す意図をもつて行われた暴行 遺棄致死傷 略取、説かい又は不法な逮捕若しくは監禁に 関する罪 強盗 脅迫 強かん、強制わいせつ いん行勸誘又は売春に関する罪 わいせつ物に関する罪 重婚 住居侵入 強盗 窃盜 恐かつ 詐欺（欺もう的手段により財物、金銭、有価 証券その他の經濟的価値を有するものを取得す ること） 横領、背任 ぞう物に関する罪 財物、文書又は施設の損壊に関する罪 暴行又は脅迫による業務妨害 違反する罪 放火、重過失による失火 騒ぎようの主導 暴行又は脅迫による業務妨害 公衆の健康の保護に関する法令に違反する罪 の危険を生じさせる罪 国際法上の海賊 列車、航空機、船舶その他の交通手段の不法 な奪取又は管理に関する罪 公衆の健康の保護に関する法令に違反する罪 激発力、水力その他の破壊的手段により公共 な運行を妨げ又はこれに危険を生じさせる罪 爆発物、火炎装置又は危険な若しくは禁止さ れるとき。</p>
---	---

官報号外

30 麻薬、大麻、向精神薬若しくはコカイン又はそれらの原料若しくは派生物その他の危険な薬品若しくは化学製品の規制に関する法令に違反する罪	31 毒物その他の健康に有害な物質の規制に関する法令に違反する罪
32 偽造に関する罪	33 とばく又は富くじの規制に関する法令に違反する罪
34 公務執行妨害、職務強要	35 偽証に関する罪
36 虚偽報告に関する罪	37 この条約の第二条1に規定する犯罪を行つたことによつて拘禁され又は刑に服してゐる者の逃走に関する罪
38 犯人匿匿、証拠隠滅その他の司法作用の妨害に関する罪	39 贈賄、収賄
40 職權濫用に関する罪	41 公職の選舉又は政治資金の規制に関する法令に違反する罪
42 脱税に関する罪	43 会社その他の法人の規制に関する法令に違反する罪
44 破産又は会社更生に関する法令に違反する罪	45 私的独占又は不公正な商取引の禁止に関する法令に違反する罪
46 輸出入又は資金の国際移動の規制に関する法令に違反する罪	47 前記の各罪の未遂、共謀、幇助、教唆又は予備

1 この条約の第十四条の「措置」には、アメリカ合衆国から引渡しの請求に係る必要な措置を含む。
2 この条約のいかなる規定も、両締約国が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保全条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に基づいて有する権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
3 本使は、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いであります。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
4 一千九百七十八年三月三日に東京で

5 （日本側書簡） 日本国外務大臣　園田　直閣下	6 （日本側書簡） アメリカ合衆国特命全権大使 マイケル・J・マンスフィールド
7 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、日本付けての閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。	8 本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
9 （日本側書簡） ○安孫子藤吉君登壇、拍手	10 （日本側書簡） ○安孫子藤吉君登壇、拍手
11 明治十九年に締結されました現行の日米犯罪人引渡し条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。	12 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　日程第二　科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
13 本使は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本との間の犯罪人引渡しに関する条約に言及するとともに、両政府の代表者の間で到達した次の了解をアメリカ合衆国政府に代わつて確認する光榮を有します。	14 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　總員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

15 （日本側書簡） ○安孫子藤吉君　　ただいま議題となりました日本犯罪人引渡し条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたしました。	16 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　日程第二　科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
17 本使は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本との間の犯罪人引渡しに関する条約に言及するとともに、両政府の代表者の間で到達した次の了解をアメリカ合衆国政府に代わつて確認する光榮を有します。	18 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　總員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。
19 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　日程第二　科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。	20 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　總員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。
21 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　日程第二　科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。	22 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　總員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。
23 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　日程第二　科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。	24 （日本側書簡） ○副議長（加瀬完吉）　　總員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

諸を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の実施に伴い、他の条約締約国とのレコード製作者が製作したレコードを、無断複製またはそのレコードの輸入もしくは領布から保護する措置を講じ、いわゆるレコードの海賊版に対する国際的な防止義務を果たそうとするものであります。

委員会におきましては、レコード海賊版横行の実態と排除策、録音・録画の普及に伴い、これが権利者に与える影響と対策、レコードライブラリーの新設、視覚障害者に対する著作物の録音利用の保障など各般にわたる問題につきまして熱心なる審議が行われました。

また、四月十三日には、日本レコード協会から参考人を招き、意見聴取を行いました。これらの詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、粕谷委員より、いわゆるローマ隣接権保護条約への速やかな加入、商業用レコードの二次使用料の適正化、レコードに対する物品税非課税措置の検討などを内容とする各派共同の附帯決議案が提出され、これまで全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

本来に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

○副議長(加瀬完君) 日程第四 鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長田中寿美子君。

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ四第五項中「ノ承認ヲ受クル」を「三届出ヅル」に改める。

第三条中「都道府県知事ノ狩獵免許」を「第八条ノ三ノ規定ニ依ル登録」に改める。

第四条第二項中「空氣銃ヲ除ク」を「空氣銃及圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ除ク」に、「空氣銃ヲ使用」を「空氣銃又ハ圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ使用」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

第五条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法又ハ本法ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限(以下本法等ト称ス)」に、「二年」を「三年」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第八条第二項」に、「二年」を「三年」に改め、「二付テハ取消ヲ為シタル都道府県知事ノ狩獵免許」を削る。

第六条 左ニ掲タル者ハ狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ズ

第一 二十歳ニ満タガル者

第二 精神病者、精神薄弱者又ハ癆病者

第三 麻薬、大麻、阿片又ハ覚醒剤ノ中毒者

第七条 狩獵免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル都道府県知事(以下管轄都道府県知事ト称ス)ニ免許申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ハ前項ノ適性検査ニ合格シタル者ニ対シ其ノ狩獵免許ヲ更新スルモノトス

狩獵免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ總理府令ノ定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事ノ行フ講習ヲ受クルコトヲ努ムベシ

第八条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「トキハ都道府県知事」を「トキ又ハ狩獵ヲ為スニ必要ナル適性ヲ欠クニ至リタルトキハ管轄都道府県知事」に、「又ハ一部ヲ取消ス」を「若ハ一部ヲ取消シ、又ハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩獵免許ノ全部若ハ一部ノ効力ヲ停止スル」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

狩獵免許ヲ受ケタル者第六条第二号又ハ第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ管轄都道府県知事ハ其ノ狩獵免許ヲ取消スベシ

第八条ノ二第四項に後段として次のように加え

クルコトヲ得ザリシ者
管轄都道府県知事ハ狩獵免許試験ニ合格シタル者ニ対シ狩獵免許ヲ為スモノトス

第七条ノ二 管轄都道府県知事ハ不正ノ手段ニ依リ狩獵免許試験ヲ受ケ、又ハ受ケントシタル者ニ対シ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ管轄都道府県知事ハ其ノ者ニ対シ三年以内ノ期間ヲ定メ狩獵免許試験ヲ受クルコトヲ禁ズルコトヲ得

第七条ノ三 第七条第四項ノ狩獵免許ノ有効期間ハ当該狩獵免許試験ノ終了ノ日ヨリ三年ヲ経過シタル日ノ属スル年ノ九月十四日迄トス

次条ノ規定ニ依リ更新セラレタル狩獵免許ノ有效期間ハ三年トス

第七条ノ四 狩獵免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ管轄都道府県知事ニ免許更新申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ニ免許更新申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ハ前項ノ適性検査ニ合格シタル者ニ対シ其ノ狩獵免許ヲ更新スルモノトス

狩獵免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ總理府令ノ定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事ノ行フ講習ヲ受クルコトヲ努ムベシ

第八条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「トキハ都道府県知事」を「トキ又ハ狩獵ヲ為スニ必要ナル適性ヲ欠クニ至リタルトキハ管轄都道府県知事」に、「又ハ一部ヲ取消ス」を「若ハ一部ヲ取消シ、又ハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩獵免許ノ全部若ハ一部ノ効力ヲ停止スル」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

狩獵免許ヲ受ケタル者第六条第二号又ハ第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ管轄都道府県知事ハ其ノ狩獵免許ヲ取消スベシ

第八条ノ二第四項に後段として次のように加え

○副議長(加瀬完君) 日程第四 鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案
鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案
鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案 鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案

る。

此ノ場合ニ於テ同条第五項ノ規定ヲ前項ニ付準

用スルトキハ同条第五項中「ニ届出ヅル」トアル

ハ「ノ承認ヲ受クル」ト読替フルモノトス

第八条ノ一「第五項中「若ハ干拓」を「又ハ干拓」

に、「又ハ工作物ノ設置」を「工作物ノ設置其ノ

他鳥獸ノ保護蕃殖ニ影響ヲ及ボス虞アリトシテ政

令ヲ以テ定ムル行為」に改め、同条第六項の次に

次の二項を加える。

第五項ノ許可ニハ鳥獸ノ保護蕃殖ヲ因ル為必要

ナル条件ヲ附スルコトヲ得

環境庁長官又ハ都道府県知事ハ第五項ノ規定ニ

違反シ、又ハ前項ノ条件ニ違反シタル者ニ対シ

其ノ行為ノ中止ヲ命ジ、又ハ相当ノ期限ヲ定メ

原状回復ヲ命ジ、若ハ原状回復ガ困難ト認ムル

トキハ之ニ代ルベキ必要ナル措置ヲ執ルベキコ

トヲ命ズルコトヲ得

第八条ノ二を第八条ノ八とし、第八条の次に次

の六条を加える。

第八条ノ二 狩猟免許ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ

氏名ヲ変更シタルトキ又ハ其ノ狩猟免状ヲ喪失

シ、若ハ盜取セラレタルトキハ遲滞ナク管轄都

道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

狩猟免許ヲ受ケタル者ハ其ノ狩猟免許ガ取消サ

レ、又ハ失効シタルトキ其ノ他總理府令ヲ以テ

定ムル事由ガ生ジタルトキハ遲滞ナク其ノ狩猟

免許ニ係ル狩猟免状ヲ管轄都道府県知事ニ返納

スベシ

第八条ノ三 狩猟ヲ為サントスル者ハ狩猟ヲ為サ

ントスル場所ヲ管轄スル都道府県知事ニ登録申

請書ヲ提出シ狩猟免許ノ種別、狩猟ヲ為ス場

所、氏名、生年月日、住所其ノ他總理府令ヲ以

テ定ムル事項ノ登録ヲ受クベシ

都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ狩猟者登録

証ト共ニ登録ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ

交付スルコトヲ得ズ

登録ヲ申請シタル者左ノ各号ノ一一該當スルト

キハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ為スコトヲ得ズ

一 狩猟免許ヲ受ケタル者ニ非ザルトキ

二 第八条第二項ノ規定ニ依ル狩猟免許ノ効力

ノ停止ヲ受ケタリノ期間ヲ経過セザルトキ

三 狩猟ニ因生ズル危害ノ防止又ハ損害ノ賠

償ニ付給理府令ヲ以テ定ムル要件ヲ備ヘザル

トキ

登録ハ登録ヲ受ケタル狩猟免許ノ種別及狩猟ヲ

為ス場所ニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

登録ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五

日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌

年四月十五日迄トス

環境庁長官ハ狩猟鳥獸ノ保護蕃殖ノ為必要ト認

ムルトキハ前項ノ期間内ニ於テ特ニ其ノ狩猟ノ

期間ヲ限定スルコトヲ得

前二項ノ期間内ニ非ザレバ狩猟鳥獸ヲ捕獲スル

コトヲ得ズ

第八条ノ四 都道府県知事当該都道府県ノ区域内

ニ於ケル鳥獸ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘察シ

必要ト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ狩猟ヲ為

サントスル者ノ數ニ付制限ヲ設ケ其ノ制限ノ範

囲内ニ於テノミ登録ヲ為スコトヲ得

第八条ノ五 登録ヲ受ケタル者ノ狩猟免許ニ付取

消、効力ノ停止又ハ失効アリタルトキハ都道府

県知事ハ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

管轄都道府県知事ハ登録ヲ受ケタル者ニ付登録

ヲ抹消スベキ事由ノ生ジタルトキハ登録ヲ為シ

タル都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第八条ノ七 本法ニ定ムルモノノ外狩猟免許、狩

猟免状、狩猟免許ノ更新及狩猟者ノ登録ニ閏シ

須制限区域内ニ於テハ都道府県知事ノ承認ヲ

得ルニ非ザレバ狩猟ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ承認ハ銃砲等基準ニ従ヒ都道府県知事ノ定ムル数

行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規

ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス
第十二条第二項に後段として次のように加え

此ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケタル者國、地方公共團体其ノ他環境庁長官ノ定ムル法人ナルトキハ

許可証ノ外捕獲又ハ採取ニ從事スル者タルコトヲ証スル從事者証ヲ交付ス

トキハ之ニ付給スル

第十四条第一項を次のように改める。

獵区ヲ設定セントスル者ハ獵区管理規程ヲ添へ

環境庁長官ノ認可ヲ受クベシ

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第七項中「獵区設定者」の下に「(國及地方公共團體ニ限ル)」を加え、同条第一項の次に次の二項を

環境庁長官前項ノ認可ヲ為スニ當リテハ狩猟鳥

獸ノ捕獲ノ調整ノ必要ノ有無其ノ他ノ事情ヲ勘

察スルコトヲ要ス

専ラ放鳥獸セラレタル狩猟鳥獸ヲ捕獲ヲ目的ト

スル獵区ノ区域内ニ於テハ其ノ種類以外ノ狩猟

鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第十五条に次のたゞし書を加える。

但シ總理府令ノ定ムル所ニ依リ環境庁長官ノ許

可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条中「狩猟免許」を「登録」に改め、「許可

ヲ受ケタル者」の下に「(同條第二項ノ從事者証ノ

ヲ受ケタル者ヲ含ム)」を加え、「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「許可証」の下に「(同項ノ

從事者証ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ從事者

証」を加える。

第二十条中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル總理

府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

第二十一条中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル

總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「又ハ

採取スル」を「若ハ採取セル旨又ハ輸出ヲ許可シ

タル旨」に「又ハ採取ニ閑スル」を「採取又ハ輸

出ニ閑スル」に改める。

第二十二条中「狩猟免許ヲ受ケタル者」の下に

「、登録ヲ受ケタル者」を加える。

第二十条ノ四中「本法又ハ本法ニ基キテ發スル

總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

第四条第六項を「第八条ノ三第六項」に改め、同号

を同条第四号とし、同条第六号中「第八条ノ二第二項」を「第八条ノ八第一項」に改め、同号を同条

第五号とし、同条第七号中「第八条ノ二第三項」を「第八条ノ八第三項」に改め、同号を同条第六号と

「第八条ノ八第三項」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 第八条ノ八第四項ニ於テ準用スル第一条ノ

四第五項ノ規定ニ依ル承認ヲ為サンストル

加え、同條第一項の次に次の二項を

環境庁長官前項ノ認可ヲ為スニ當リテハ狩猟鳥

獸ノ捕獲ノ調整ノ必要ノ有無其ノ他ノ事情ヲ勘

察スルコトヲ要ス

専ラ放鳥獸セラレタル狩猟鳥獸ヲ捕獲ヲ目的ト

スル獵区ノ区域内ニ於テハ其ノ種類以外ノ狩猟

鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第十二条第一項中「五万円」を「三十万円」に改

め、同項第一号中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、同項第三号中「狩猟免許」の下に「若ハ其ノ更新、登録」を加える。

第十二条第一項中「三十万円」を「二十万円」に改め、同

号中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「第四条第七項」を「第八条ノ三第七項」に改め、同條第三号及び第四号

中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「三万円」を「二十万円」に改め、同

号中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、同條第三号及び第四号

中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、同條第三号及び第四号

中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、同條第三号及び第四号

中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、同條第三号及び第四号

中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

第十二条第一項中「第十一条」を「第十二条第一項」に改め、同條第三号及び第四号

中「狩猟免狀」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可」の下に「若ハ從事者証」を加える。

附 则

この法律は、昭和五十四年四月十六日から施

行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規

3
昭和五十四年四月十五日に旧法の規定により
正規定、第五条第一項の改正規定(「二年」を改める
部分を除く。)、第八条の改正規定(本法又は本
法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則
を改める部分に限る。)、第八条ノ二の改正規定
及び同条を第八条ノ八とする改正規定、第十条
の改正規定、第十一条に二項を加える改正規定
定、第十二条第二項に後段を加える改正規定
第十五条に「ただし書を加える改正規定、第十九
条の改正規定(「狩獵免許」及び「狩獵免状」を改
める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二
十条ノ二の改正規定(「本法又ハ本法ニ基キテ発
スル總理府令若ハ都道府県規則」を改める部分
に限る。)、第二十条ノ四及び第二十条ノ六の改
正規定、第二十二条第一項の改正規定(若ハ其
ノ更新、登録」を加える部分を除く。)、第二十二
条の改正規定(「第四条第七項」を改める部分
のうち第八条ノ三第七項に係る部分及び「狩獵
免狀」を改める部分を除く。)、第二十二条第一
項まで、附則第九項(「(許可を受けた者が同条
第二項に規定する法人である場合にあつては、
四条第三項」を改める部分を除く。)、第二十四条
条の改正規定並びに次項、附則第五項から第七
項まで、附則第十項(「(許可を受けた者が同条
第二項に規定する法人である場合にあつては、
同項に規定する従事者証の交付を受けた者」)を改
正する部に限る。)附則第十項及び附則第十一
項の規定(以下「改正規定」という。)は、公布
の日から起算して三十日を経過した日から施行
する。

2
改正規定の施行前にした改正前の鳥獣保護及
狩獵ニ関スル法律(以下「旧法」という。)第一条
ノ四第五項(旧法第八条ノ二第四項において進
用する場合を含む。)の規定による承認(同条第
三項の指定に係るものを除く。)の申請は、改正規
定に準用する場合を含む。)の規定によ
る届出とみなす。

狩獵免許を受けている者で総理府令で定めるところにより管轄都道府県事が行う講習を受けたものに対する新法第七条（第三項を除く。）第七条ノ二及び第七条ノ三第一項の適用については、昭和五十七年九月十四日までの間は、これららの規定中「狩獵免許試験」とあるのは、「総理府令ノ定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事ガ行

11 銃砲刀劍類所持等取締法の一部を次のように改正する。

12 第三条第一項第二号中「第七条ノ一第一項の講習会」を「第七条ノ四第三項の講習」に改める。

この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ネコ等絶滅のおそれのある鳥獣の保護、渡り鳥の生息地の買上げ、獵銃による事故発生の防止等の質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

「審査」とする。
前項の講習は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和十三年法律第六号）第三条第一項第二号の講習とみなす。

○田中寿美子君登壇、拍手
保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案について、今般付委員会が開催され、

○副議長（加瀬完君） これより採決をいたしま
す。
以上御報告申し上げます。（拍手）
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

八条ノ八第五項の規定による政令で定める行為については、同項の規定は、適用しない。

本法律案は、国土の開発等に伴い鳥獣の生息環境及び守備の実態が大きく述べて、これにて審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

7
条ノ八第八項の規定は、適用しない。
改正規定の施行の際に設けられている銃獵
禁止区域は、新法第十条の規定により設けられ
た銃獵禁止区域とみなす。

○副議長(加瀬完右) 日程第五 戰傷病者戰没者
遺族等撫護法等の一部を改正する法律案
日程第六 駐留軍關係離職者等臨時措置法の一
部を改正する法律案

8 この法律の施行の際現に設定されている猶区は、新法第十四条第一項の認可を受けた猶区とみなす。

ける撮影等のための立ち入りを許可制にし、規制を強化すること、第二に、特定の鳥獣の輸入に当たって、相手国に輸出証明の制度がある場合には、輸出証明書を添付させること、第三に、狩猟

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

号)の一部を次のように改正する。

事故の発生を防止するため、狩猟免許については試験制度に改めること、第四に、狩猟と鳥獣保護との調整を図るため、狩猟者の登録制度を新設し、登録を行う者の数を制限することとする。

審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」を加える。

と、第五に、狩猟解禁直後等における特定の地域での集中銃猟による危険を防止するため、制限区域を設けることができることとすること、第六に、秩序ある狩猟を確保するため、国及び地方公

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

「特許免許」を登録に改める。

共団体以外の者も、環境庁長官の認可を受けて猶区を設定することができるものとすること等であります。

附則第一項第一号中「昭和五十三年四月一日」を
參議院議長 安井 謙殿 社会労働委員長 和田 駿夫

一項中「第八条ノ二第三項」を「第八条ノ八第三項」に改める。

日本カモシカ等の鳥獣による農林水産業に対する被害の防止、被害の補償、トキ、イリオモテヤマ

「公布の日」に改め、同項第三号中「次項」を「附則第三項」に改め、附則第二項を附則第三項とし、

昭和五十三年四月二十一日 参議院会議録第十七号

附則第一項の次に次の一項を加える。
2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の遺族援護法第十六条第一項、第二十七条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定

二 第三条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条の規定

三 第五条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第十八項の規定

四 第七条の規定による改正後の戦傷病者戦没者に対する特別給付金支給法第三条第五项及び第六项、第五条第一項並びに附則第二項の規定

五 第八条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第八条第四項の規定

六 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

七 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

八 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

九 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十一 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十三 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十四 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十六 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十七 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

十八 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時灾害によつて身体に障害を受けた者及び死んでした者に関する援護の検討を日途としてその実態調査を実施すること。

二、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行わるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

三、満洲開拓青年義勇隊開拓団について更に当時の実状を明らかにするよう努めること。

四、戦地勤務に服した日赤従軍看護婦の当時の実状を明らかにし、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

五、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にして調査及び帰還の促進に万全を期すとともに、中国からの引揚者及び一時帰國者の生活状況を調査し、援護対策の充実に努めること。

六、戦傷病者相談員、戦没者遺族相談員の待遇の改善について検討すること。

特別給付金として総額五十四億円、弔慰金として総額百七十五万円が計上される見込みである。

昭和五十三年三月二十四日
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

七十六百円」に改め、同条第三項中「八万四千円」を「九万六千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

第五款症	第一款症	第二款症	第三款症	第四款症
不具廢疾の程度	年金額	年金額	年金額	年金額
第一項症	二、九三二、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円	一、九二九、〇〇〇円	一、四八一、〇〇〇円
第二項症	一、一五一、〇〇〇円	一、八九九、〇〇〇円	一、八四二、〇〇〇円	一、七六五、〇〇〇円
第三項症	五二、四〇〇円以内の額を 加えた額	五二、四〇〇円以内の額を 加えた額	五二、四〇〇円以内の額を 加えた額	五二、四〇〇円以内の額を 加えた額
第四項症	第一項症の年金額に二、〇〇〇円 加えた額	第一項症の年金額に二、〇〇〇円 加えた額	第一項症の年金額に二、〇〇〇円 加えた額	第一項症の年金額に二、〇〇〇円 加えた額

第二十六条第一項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「七十二万円」を「七十七万円」に、「七十三万一千円」を「七十八万二千円」に、「七十五万六千六百円」を「八十万六千円」に、「五十四万六千円」を「五十八万三千五百円」に、「七十三万二千円」を「七十八万二千円」に、「五十五万八千円」を「五十九万五千五百円」に、「七十五万六千円」を「八十万六千円」に、「五十八万二千円」を「六十一万九千五百円」に改め、同条第三項の表中「一二〇、〇〇〇円」を「一二八、六〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「九六、五〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「一万九千八百円」を「一万七百円」に改める。

第二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改訂する。

第二条第三項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、「隊員」の下に「(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含

第五款症	第一款症	第二款症	第三款症	第四款症
不具廢疾の程度	年金額	年金額	年金額	年金額
第一款症	五九七、〇〇〇円	四五三、〇〇〇円	四五七、〇〇〇円	四五七、〇〇〇円
第二款症	一、一五一、〇〇〇円	一、八九九、〇〇〇円	一、八四二、〇〇〇円	一、七六五、〇〇〇円
第三款症	二、九三二、〇〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円	二、二二〇、〇〇〇円	二、五八八、〇〇〇円
第四款症	三、一二〇、〇〇〇円	一、八二四、〇〇〇円	一、八二四、〇〇〇円	三、一二〇、〇〇〇円

第一項中「八万四千円」を「九万六千円」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に、「五万二千八百円」を「五万五千二百円」に、「八万四百円」を「八万一千円」に改め、「隊員」の下に「(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含

む。」を加える。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具魔疾の程度	年 金額
第一項症	第一項症の年金額に二、〇 九四、四〇〇円以内の額を 加えた額
第二項症	二、九九二、〇〇〇円
第三項症	一、九八九、〇〇〇円
第四項症	一、五三一、〇〇〇円
第五項症	一、二〇一、〇〇〇円
第六項症	九四九、〇〇〇円
第一款症	八〇五、〇〇〇円
第二款症	六一七、〇〇〇円
第三款症	四九三、〇〇〇円
第四款症	四三七、〇〇〇円
第五款症	金 領

第八条第六項中「十二万円」を「十五万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具魔疾の程度	金 領
第一款症	三、一八三、〇〇〇円
第二款症	二、六四一、〇〇〇円
第三款症	二、二六五、〇〇〇円
第四款症	一、八六一、〇〇〇円
第五款症	一、四九三、〇〇〇円

万二千円」に改め、「一人あるときは七八八万二千円」を削り、「八十万六千円」を「八十七万六千円」に改める。

第二十七条第一項中「七十七万円」を「八十五万二千円」に、「五十八万三千五百円」を「六十五万一千円」に改め、「七十八万二千円」とあるのは「五十九万五千五百円」とを削り、「八十万六千円」を「八十七万六千円」に、「六十一万九千五百円」を「六十七万五千円」に改め、同条第三項の表中「一二八、六〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「九六、五〇〇円」を「一〇一、三〇〇円」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

2 前項本文に規定する期月のうち、政令で定める期月に支給すべき障害年金等は、これらを受ける権利を有する者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支給する。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第三条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改める。

第八条中「五万八千円」を「六万二千六百六十円」に、「六万二百円」を「六万四千四百六十円」に、「六万二千四百円」を「六万六千七百六十円」に改める。

第四条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「六万二千六百六十円」を「六万七千円」に、「六万四千四百六十円」を「六万九千三百円」に、「六万六千七百六十円」を「七万九千六百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

一部を次のように改正する。

附則第十八項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「八万四千円」を「九万六千円」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第六条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「隊員」の下に「(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。)」を加える。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

6 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「十万元」とし「十万元」に改め、「三十万元」の下に「同条第六項の特別給付金にあつては六十万元」を加える。

附則第二項中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

四 第二条中遺族援護法第四十三条に一項を加える改正規定 昭和五十三年十一月一日

二 第二条の規定(次号及び第四号に規定する改定規定を除く。)及び第四条の規定 昭和五十三年六月一日

三 第二条中戰傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項の改定規定並びに第六条及び次項の規定 昭和五十三年十月一日

四 第二条中遺族援護法第四十三条に一項を加える改正規定 昭和五十三年十一月一日

二 第二条の規定による遺族援護法第二条第三項第四号の規定の改定により障害年金、障害一時金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に関して、第二条の規定による改定後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を改正する法律(昭和五十三年四月二十一日 参議院会議録第十七号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件)

いては、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすることができる。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「一万九千八百円」を「二万七百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「隊員」の下に「(昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年

移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。)」を加える。

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第一条 第三条、第五条、第七条及び第八条の規定 昭和五十三年四月一日

2 第二条の規定(次号及び第四号に規定する改定規定を除く。)及び第四条の規定 昭和五十三年六月一日

3 第二条中戰傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項の改定規定並びに第六条及び次項の規定 昭和五十三年十月一日

4 第二条中遺族援護法第四十三条に一項を加える改正規定 昭和五十三年十一月一日

二 第二条の規定による遺族援護法第二条第三項第四号の規定の改定により障害年金、障害一時

金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に関して、第二条の規定によ

る改定後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第五条 第一条に規定する国債の償還金につ

第七条第六項及び第七項 第十三条第一項第二号 第十九条第一項第三号及び第 二十二条第二項第三号	昭和三十四年一月一日	昭和五十三年十月一日
第十三条第一項第五号 第十九条第一項第三号及び第 二十二条第二項第三号	昭和三十三年十二月三十日	昭和五十三年九月三十日
第十一条第三号 第十三条第一項第二号	昭和四十八年九月三十日	昭和五十三年九月三十日
第十三条第三項 第十三条第一項第二号	昭和三十四年一月	昭和五十三年十月
第十三条第一項第五号 第十三条第一項第五号	昭和四十八年十月 同月一日	昭和五十三年十月 昭和五十三年十月一日
第二十五条第三項 第三十条第三項	昭和三十四年一月二日 同年同月一日	昭和五十三年十月一日 昭和五十三年十月一日
第三十六条第一項第一号 第三十八条第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日 昭和五十三年九月三十日	昭和五十三年十月一日 昭和五十三年十月一日
第三十六条第一項第二号、第四 号及び第六号並びに第二項 第三十八条第三項	昭和二十七年四月一日 同年四月二日	昭和五十三年十月一日 昭和五十三年十月一日
第三十六条第一項第二号 第三十八条第二項	昭和二十七年四月二日 昭和五十三年十月二日	昭和五十三年十月二日 昭和五十三年十月二日

百七十一万一千円、総理府所管において六億八千八百八十二万三千円がそれぞれ計上されている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すべきである。

一、円高・ドル安情勢から、米軍の労務関係予算の不足を理由とした人員整理、労働条件の切下げ等が危惧されるので、従業員の雇用、労働条件の確保について万全を期すること。

二、現在勤務している従業員を解雇し、その業務を民間業者に下請け替えを行わないよう最善の努力をすること。

三、従業員の年間雇用計画のは握に努め、人員整理が予想されるときは、九十日以上の予告期間の確保に最善を尽くし、事前に十分な調整を行い、極力整理者の減少を図るよう努めること。

四、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づく特別給付金の増額及び支給区分の拡大を図ること。

五、就職困難な中高年齢層が多い実情に応じて、再就職促進のため既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図ること。

六、沖縄県の厳しい雇用情勢に対応するため、離職者の雇用機会を確保するための対策の効果的な実施を図ること。

右決議する。

審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿 和田 静夫

社会労働委員長 和田 静夫

本法施行に要する経費として、昭和五十三年度一般会計予算の労働省所管において七十億五

一、要領書

本法律案は、駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長するものであり、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

昭和五十三年四月二十日

参議院議長 安井 謙殿

本法施行に要する経費として、昭和五十三年度一般会計予算の労働省所管において七十億五

百七十一万一千円、総理府所管において六億八千八百八十二万三千円がそれぞれ計上されている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すべきである。

一、円高・ドル安情勢から、米軍の労務関係予算の不足を理由とした人員整理、労働条件の切下げ等が危惧されるので、従業員の雇用、労働条件の確保について万全を期すること。

二、現在勤務している従業員を解雇し、その業務を民間業者に下請け替えを行わないよう最善の努力をすること。

三、従業員の年間雇用計画のは握に努め、人員整理が予想されるときは、九十日以上の予告期間の確保に最善を尽くし、事前に十分な調整を行い、極力整理者の減少を図るよう努めること。

四、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づく特別給付金の増額及び支給区分の拡大を図ること。

五、就職困難な中高年齢層が多い実情に応じて、再就職促進のため既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図ること。

六、沖縄県の厳しい雇用情勢に対応するため、離職者の雇用機会を確保するための対策の効果的な実施を図ること。

右決議する。

審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月十一日

参議院議長 安井 謙殿

本法施行に要する経費として、昭和五十三年度一般会計予算の労働省所管において七十億五

百七十一万一千円、総理府所管において六億八千八百八十二万三千円がそれぞれ計上されている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すべきである。

一、円高・ドル安情勢から、米軍の労務関係予算の不足を理由とした人員整理、労働条件の切下げ等が危惧されるので、従業員の雇用、労働条件の確保について万全を期すること。

二、現在勤務している従業員を解雇し、その業務を民間業者に下請け替えを行わないよう最善の努力をすること。

三、従業員の年間雇用計画のは握に努め、人員整理が予想されるときは、九十日以上の予告期間の確保に最善を尽くし、事前に十分な調整を行い、極力整理者の減少を図るよう努めること。

四、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づく特別給付金の増額及び支給区分の拡大を図ること。

五、就職困難な中高年齢層が多い実情に応じて、再就職促進のため既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図ること。

六、沖縄県の厳しい雇用情勢に対応するため、離職者の雇用機会を確保するための対策の効果的な実施を図ること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年」を「二十五年」に改め、同項ただし書中「行なわれる」を「行われる」に改めます。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件につきまして、社会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する三法律を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるとともに、支給範囲を拡大し、昭和十二年十一月三十日の閣議決定「満洲に対する青年移民送出に関する件」に基づいて実施された満州青年移民を準軍属として処遇するこ

と、第二に、未帰還者留守家族に支給される留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げること、第三に、さきの満州青年移民のうち、軍事に関し業務上傷病にかかり、現に一定以上の障害がある者を戦傷病者として処遇すること、第四に、国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、さらに特別給付金を支給することなどであります。

委員会におきましては、戦傷病者戦没者遺族等

に対する援護対象の範囲とその拡大、一般戦災者に対する実態調査と援護対策、日赤従軍看護婦に対する援護の検討などの諸問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、片山基市委員より、本案に關し、施行期日についての修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致で可決され、よつて、本法律案は全会一致で修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、一般戦災者に対する実態調査、国民の生活水準の向上等に見合う援護水準の引き上げ、満洲開拓青年義勇隊開拓団についての実情調査、日赤従軍看護婦に対する救済措置の検討などを内容とする附帯決議を全会一致でつけることに決しました。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の内容は、駐留軍関係離職者の発生が今後も引き続き予想されるので、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限をさらに五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、円高、ドル安情勢下における駐留軍関係從業員の雇用、労働条件、沖縄における雇用、失業対策、現行の離職者に対する援護措置の拡充などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、駐留軍関係從業員の雇用、労働条件の確保、業務の民間への下請切りかえ回避のための努力、中高年齢者の再就職促進のための援護措置の充実とその効果的運用、沖縄県離職者の雇用機会の確保等を内容とする附帯決議

を全会一致でつけることに決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございまます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて委員長報告のとおり修正議決されました。

○副議長(加瀬完君) 次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

要書類

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情にからみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額を引き上げようとするものであ

つて、妥当な措置と認める。

本法施行に要する費用は、昭和五十三年度裁判所関係予算の刑事補償金一千五百二十八万八千円の中に計上されている。

判所関係予算の刑事補償金一千五百二十八万八千円の中に計上されている。

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたしました。

なる日額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、少年事件と刑事補償、補償金の基準日額の妥当性及び非拘禁補償等について質疑が行なわれましたが、詳細については会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたしました。

関する技能検定を実施し、獣銃又は空氣銃の所持の許可の基準を整備し、並びに獣銃又は空氣銃の所持の許可の有効期間を短縮し、あわせて獣銃又は空氣銃の保管委託制度を新設することとするほか、獣銃又は刀剣類の所持に関する規制を合理化すること等をその内容とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

統砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和五十三年二月二十四日
内閣総理大臣 福田赳氏

統砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案 統砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

統砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

第三条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第三号中「第四条」の下に、「第五条の五」を加え、同項第十号中「第七号」を「第十号」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「若しくは第四条」を「第四条」に、「又は国」を「第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第八号を第十一号

とし、第七号を第十号とし、同項第六号中「若しくは第四条」を「第四条若しくは第五条の五」に、「又は國」を「第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第十条の七第一項の規定による獣銃又は空氣銃の保管の委託を受けた者がその委託に係

る獣銃又は空氣銃を同条第二項の規定により

保管のため所持する場合

第三条第一項第五号中「又は第四条」の下に「若しくは第五条の五」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第四号を第六号とし、第三号の二を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第九条の三第一項の射撃指導員が指定射撃場又は教習射撃場において獣銃又は空氣銃による射撃の指導を行うため当該指導を受ける

者が第四条、第五条の五又は第六条の規定による許可を受けて所持する獣銃又は空氣銃を所持する場合

第三条第三項中「第五号から第十号まで」を「第七号から第十三号まで」に改め、同条第四項中「第八号及び第十号」を「第十一号及び第十三号」に改める。

第五条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第二号中「若しくは大麻」を「大麻若しくは覚せい剤」に改め、同条に次の一項を加える。

4 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が第十条の三又は第二十二条の二第二項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合において、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないときは、許可をしないことができる。

第五条の二第一項第一号を次のように改める。
第一次条第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの

第五条第一項第一号を「前条」に改め、同項の三第二項の規定による許可の更新を受けようとするものを加え、同条第二項中「証明書」を「講習修了証明書」に改める。

第五条の三の次に次の二条を加える。
(技能検定)
第五条の四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとするものに対し、獣銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。

(技能検定又は射撃教習の用途に供する獣銃の許可の特例)
第五条の五 前条第一項の技能検定又は第九条の

四第三項の射撃教習を受けるため獣銃を所持しようとする者は、總理府令で定める手続により、所持しようとする獣銃ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

3 第四条第二項及び第四条の二の規定は、第一項の規定による許可を受けた者について準用する。

4 都道府県公安委員会は、第一項の規定による許可を受けようとする者が二十歳（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳）に満たない場合には、許可をしてはならない。

する。

5 第五条（第一項第一号を除く。）及び第五条の二第一項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

6 第七条第一項中「前条」を「前二条」に改め、同項の三第二項の規定による許可の更新を受けようとするものを加え、同条第二項中「証明書」を「講習修了証明書」に改める。

7 第七条第一項第一号を次のように改める。

ただし、第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可を現に受けている者に対し更に同号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許可に係る事項を記載すれば足りる。

8 第七条の二 第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可の有効期間（次条第二項の規定により更新された許可の有効期間を除く。）は、当該許可を受けた日の後のその者の三回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十九日であるものとみなす。次項において同じ。）が経過するまでの期間とする。

9 第七条の二の次に次の一条を加える。

(獣銃又は空氣銃の許可の更新)

第七条の三 第四条第一項第一号の規定による獣

銃又は空氣銃の所持の許可の更新を受けようとする者は、前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものと

する者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の更新の申請をしなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による許可の更新の申請があつた場合において、申請をした者及び申請に係る猟銃又は空氣銃が第五条（第一項第一号を除く。）及び第五条の二の許可の基準に適合していると認めるときは、許可の更新をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、許可の更新に関する事項は、総理府令で定める。

第八条の見出し中「及び許可証の返納」を「許可証の返納及び仮領置」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第四条」の下に「第五条の五」を加え、「各号の一に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同条第四項を同条第五項として、同条第三項中「返納する義務がある者の下に〔第七項において「死亡届出義務者等」という。〕」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空氣銃の所持の許可が失効し、又は取り消された場合において、当該許可証にその他の猟銃又は空氣銃の所持の許可に係る事項が記載されていときは、当該許可証の交付を受けている者は、前項の規定にかかる手続により取得した者から当該猟銃若しくは刀剣類の譲渡、贈与、返還等を受けた者（武器等製造事業者以外の者にあつては、当該猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けた者に限る。）又は当該許可を受けている者若しくは当該猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者であつて当該猟銃若しくは刀剣類について所持の許可を受けたものが総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該許可を受けた者又は失効した許可に係る猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者又は、当該許可を受けた者又は失効した許可に係る猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して六十日以内に前項の規定により、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該猟銃又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。

4 第七項の規定により猟銃又は刀剣類を仮領置した場合において、許可を受けている者若しくは失効した許可に係る猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者から当該猟銃若しくは刀剣類の譲渡、贈与、返還等を受けた者（武器等製造事業者以外の者にあつては、当該猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けた者に限る。）又は当該許可を受けている者若しくは当該猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者であつて当該猟銃若しくは刀剣類について所持の許可を受けたものが総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該許可を受けた者又は失効した許可に係る猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者又は、当該許可を受けた者又は失効した許可に係る猟銃若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して六十日以内に前項の規定により、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該猟銃又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。

5 第九条の四 都道府県公安委員会は、猟銃に係る指定射撃場のうち、次の各号に該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の猟銃に係る教習射撃場として指定することができる。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合していること。

二 射撃指導員として指定された者であつて、総理府令で定める基準に適合するもの（以下この条において「教習射撃指導員」という。）が置かれていること。

三 教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から十五日以内に、総理府令で定めるところにより、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

4 第九条の三 都道府県公安委員会は、猟銃又は空氣銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が総理府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定することができる。

5 都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

6 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該教習射撃場を管理する者及び当該教習射撃指導員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

7 都道府県公安委員会は、射撃指導員が前項の総理府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができない。

8 第一条の申請の手続その他射撃指導員の指定に関する事項は、総理府令で定める。

（教習射撃場の指定等）

9 第九条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、「この条において」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

（射撃指導員）

2 都道府県公安委員会は、射撃指導員が前項の総理府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定することができる。

3 第九条の三 都道府県公安委員会は、猟銃又は空氣銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が総理府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定することができる。

4 都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該教習射撃場を管理する者及び当該教習射撃指導員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

6 都道府県公安委員会は、教習射撃場が第一項

昭和五十三年四月二十一日 参議院会議録第十七号 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

各号の總理府令で定める基準に適合しなくなつたとき、又は教習射撃場を管理する者が第二項若しくは第三項の規定による命令に違反し、若しくは第四項の規定による命令に応じなかつたときは、第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第三項の教習修了証明書を交付することを禁止することができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第一項の指定を解除することができる。

8 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に関する必要な事項は、總理府令で定める。

第十条第一項中「第四条」の下に、「第五条の五」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「第四条」の下に、「第五条の五」を加え、「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同項第二号中「指定射撃場」の下に「又は教習射撃場」を加え、同項第三号中「第四条」の下に「又は第五条の五」を加え、同条第三項及び第四項中「第四条」の下に「第五条の五」を加え、「各号の一」を「各号のいすれか」に改める。

第十条の二本文中「第四条」の下に「又は第五条の五」を加える。

第十条の三第一項中「第四条」の下に「第五条の五」を、「次条」の下に「又は第十条の七」を加える。

第十条の六本文中「第四条」の下に「第五条の五」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(獵銃又は空氣銃の保管の委託)

第十条の七 第四条第一項第一号又は第五条の五の規定による許可を受けた者は、盜難の防止その他危害予防上必要がある場合においては、武器等製造法の獵銃等販売事業者又は指定射撃場若しくは教習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出

て委託を受けて獵銃又は空氣銃を保管することを業とするもの(以下「獵銃等保管業者」といふ。)に当該許可に係る獵銃又は空氣銃の保管を委託することができる。

2 前項の規定により保管の委託を受けた者は、總理府令で定める基準に適合する設備及び方法

により、獵銃又は空氣銃を保管しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、獵銃等保管業者が第一項の規定による委託を受けて保管する獵銃又は空氣銃に係る保管の設備及び方法が前項の基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、その者に

対し、期間を定めて、保管の設備及び方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 都道府県公安委員会は、獵銃等保管業者が前項の規定による命令に応じなかつたときは、その者に対し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該獵銃等保管業者に對し、あらかじめ、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知し

て、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えてなければならない。

6 獵銃等保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならぬ。

7 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、總理府令で定める。

第八条第九項及び第十項の規定は、第五項又は第六項の規定により板領置した銃砲又は刀劍類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀劍類を板領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十二条第七項」と読み替えるものとする。

9 第八条第九項及び第十項の規定は、第五項又は第六項の規定により板領置した銃砲又は刀劍類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲又は刀劍類を板領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十二条第七項」と読み替えるものとする。

第二十一条中「各号の一」を「各号のいすれか」に改める。

第二十二条の二第一項中「第六号若しくは第九号」を「第八号若しくは第十二号」に、「第三条第一号第四号」を「第三条第一項第六号」に改め、同条第二項中「第四条」の下に「第五条の五」を加え、「第六号若しくは第九号」を「第八号若しくは第十号」に改める。

第二十三条の二中「第四条」の下に「第五条の五」を加える。

第二十四条の二第八項中「第十一条第八項及び第九項」を「第八条第九項及び第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「許可が取り消された日」を「第七項の規定により銃砲又は刀劍類を板領

いたれか」と、「取消前」を「取消し前」に、「又は取消後において、」を「当該許可を受けている者に対する」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けていた者に対し「第五条の五」を加える。

7 第二十六条第一項中「第四条」の下に「第五条の五」を加える。

8 第二十七条第一項中「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、同項第二号中「第四条」の下に「第五条の五」を加え、同条第三項中「第十一条第八項及び第九項」を「第八条第九項及び第十項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「許可が取り消された日」を「第七項の規定により銃砲又は刀劍類を板領置した日」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(報告徵収及び立入検査)

第二十七条の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定射撃場若しくは教習射撃場の設置者等又は獵銃等保管業者に対し、当該業務に関する報告を求めることができる。

2 都道府県公安委員会は、指定射撃場若しくは教習射撃場について、第九条の二第一項若しくは第九条の四第一項各号の總理府令で定める基準に適合しているかどうかが委託を受けた獵銃若しくは空氣銃を保管する保管場所について、第十条の七第二項の總理府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該獵銃若しくは空氣銃を保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第二十九条を次のように改める。

(手数料)

第二十九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において都道府県規則で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	金額
一 第五条の三第一項の講習会	二千円
二 第五条の四第一項の技能検定を受けようとする者	五千円
三 第七条第一項本文の許可証の交付を受けようとする者	三千円
四 第七条第一項ただし書の規定による記載を受けようとする者	二千円
五 第七条第二項の許可証の書換え又は再交付を受けようと/orする者	一千円
六 第七条の三第二項の許可の更新を受けようと/orする者	二千円
七 第十五条第一項の登録証の交付を受けようと/orする者	三千円

第四章中第三十条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第三十条の二 この法律の規定に基づき政令、總理府令又は國家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、總理府令又は國家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十一条の三第二号中「第四条」の下に「第五条の五」を加える。

第三十二条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号と

して次の二号を加える。

一 第十条の七第四項の規定による命令に違反した者

二 第九条第一号中「第四条第一項」の下に「第五条の五第三項において準用する場合を含む。」

五条の五を削り、同条第四号中「第四条の二」の下に「第五条の五第三項において準用する場合を含む。」

「第十条の三」の下に「第十二条の五」を加え、「第十二条の二」を加え、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第十四条の二」の下に「第十五条の三」に改め、「第十条の三」の下に「第十二条の七」を加え、「第十二条の二」を加え、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第十四条の二」の下に「第十五条の三」に改め、「第十条の三」の下に「第十二条の七」を加え、「第十二条の二」を加え、同号を同号を削り、同条第五号を第三号とし、第六号を加え、「第十二条の五」を「第十二条第七項、第十二条第五項若しくは第六項」に改め、同号を同号第二号とし、同条中第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条に次の二号を加える。

五 第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十七条の二第二項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十六条中「第三十二条第一号」を「第三十二条第二号」に改める。

八 第三十七条中「第三号若しくは第四号」を「第一号、第四号若しくは第六号」に、「第三十五条第一号から第四号まで若しくは第六号」を「第三十五条第一号から第四号まで若しくは第六号」に、「第三十五条第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」に改める。

六 第二十七条の二第二項の規定による許可の有効期間を所持している者に係る当該許可の有効期間

一号の規定による許可を受けて獣銃又は空氣銃

を所持している者に係る当該許可の有効期間

は、新法第七条の二の規定にかかるわらず、旧法

第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）

が経過するまでの期間とする。

この法律の施行前に失効した許可（旧法第八

条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る

銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は

当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した

者がこの法律の施行の際現に所持する場合にお

いては、新法第八条第六項及び第七項の規定に

定により仮領置している銃砲又は刀剣類

は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又

は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準について、改正

う。）第五条第四項及び第五条の二第二項の規定

で、本条は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（加瀬完君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（加瀬完君） 「賛成者起立」

○副議長（加瀬完君） 日程第九 各種手数料等の改定に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議

す。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔金井元彦君登壇、拍手〕

にかかわらず、なお従前の例による。

旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。

都道府県公安委員会は、この法律の施行の際に現に旧法第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けている者に対し、この法律の施行後最初に、新法第四条第一項第一号の規定による許可をする場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合においては、新法第七条の規定にかかるわらず、その者に対し、当該許可又は更新に係る許可證でその者が現に許可を受けて所持するすべての獣銃又は空氣銃の許可に係る事項を記載したものをその者が現に有するすべての許可証と引換えて交付することができる。

本法律案は、最近における獣銃または空氣銃を使用する犯罪及び獣銃または空氣銃に起因する事故増加の実情にかんがみ、新たに獣銃を所持しようとする者について獣銃の操作及び射撃の技能に関する技能検定を実施し、獣銃または空氣銃の所持の許可の基準を整備し、並びに獣銃または空氣銃の所持の許可の有効期間を短縮し、あわせて獣銃または空氣銃の保管委託制度を新設すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、覚せい剤中毒患者の実情と、これらの者に獣銃等の所持の許可を与えたこととする理由、獣銃の射撃の技能検定と射撃の練習の内容、警察行政としての規制の強化と基本的人権との関係等について質疑がありましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

この法律の施行前に失効した許可（旧法第八

条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る

銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は

当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した

者がこの法律の施行の際現に所持する場合にお

いては、新法第八条第六項及び第七項の規定に

定により仮領置している銃砲又は刀剣類

は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又

は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

（経過措置）

6 この法律の施行前に失効した許可（旧法第八

条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る

銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は

当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した

者がこの法律の施行の際現に所持する場合にお

いては、新法第八条第六項及び第七項の規定に

定により仮領置している銃砲又は刀剣類

は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又

は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

（経過措置）

7 この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項

の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類

は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又

は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

昭和五十三年四月二十一日 参議院会議録第十七号 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長鳩均君。

審査報告書

各種手数料等の改定に関する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十日

大蔵委員長 鳩崎 均

参議院議長 安井 謙殿

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢の変化等に顧み、各種手数料等の適正化を図らうとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う手数料等の増収見込額は、昭和五十三年度約百十億円である。

附帯決議

一、政府は、各種手数料等について、国民生活に及ぼす影響等を考慮しつつ、費用負担の公正を期すため適時に見直しを行うとともに、法律、政令等にゆだねる基準についても整合性を図るよう努力すべきである。

一、政府は、各種手数料等の趣旨にかんがみ、そ

の算出方法等の合理性について、なお一層検討すべきである。

右決議する。

右決議する。

審査報告書

各種手数料等の改定に関する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年四月二十二日

大蔵委員長 鳩崎 均

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

要領書

各種手数料等の改定に関する法律案

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二条)の一部を次のように改正する。

改正する。

第五条 農業改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

(米穀改善法の一部改正)

第五十二条第二項中「一千円以上三千円以下」を「三千円以上九千円以下」に改める。

(漁業法の一部改正)

第五十三条第二項中「千円をこえない」を「三千円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第六条 農業法(昭和二十四年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

第十五条中「千円をこえない」を「三千円を超えない」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

(農業取締法の一部改正)

第八条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(肥料取締法の一部改正)

第九条 農業法(昭和二十四年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

(獸医師法の一部改正)

第十一条 農業法(昭和二十四年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

(肥料取締法の一部改正)

第十二条第五項中「千円をこえない」を「一千円を超えない」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十三条第一項中「五百円」を「千五百円」に改める。

(第七条の一部改正)

第七条 農業法(昭和三十五年法律第二百四十五条)の一部を次のように改正する。

(旅券法の一部改正)

第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

「八千円を超えない」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第八条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

「八千円を超えない」に改める。

(獸医師法の一部改正)

第九条 農業法(昭和二十四年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「千円をこえない」を「三千円を超えない」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十一条 農業法(昭和二十四年法律第二百六十七条)の一部を次のように改正する。

第百三十三条规定第二項中「千円をこえない」を「一千三百円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十二条第五項中「千円をこえない」を「一千円を超えない」に改める。

第百三十三条规定第二項中「一千円をこえない」を「一千三百円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十三条第一項中「左の」を「次の」に、「四千円」を「一万二千円」に、「五千円」を「六千円」に、「五百円」を「千五百円」に、「三百円」を「九百円」に改める。

第十二条第五項中「千円をこえない」を「一千円を超えない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第十四条第一項中「一千円をこえない」を「一千五百円を超えない」に改める。

第十二条第五項中「千円をこえない」を「一千五百円を超えない」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第十五条第一項中「五百円」を「千五百円」に改める。

第十二条第五項中「千円をこえない」を「一千五百円を超えない」に改める。

(第七条の一部改正)

第七条 農業法(昭和三十五年法律第二百四十五条)の一部を次のように改正する。

の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「五千円をこえない」を「八千円を超えない」に改める。

五一六

を「三万三千円」に、「但し、実地試験に航空機を使用する場合は」を「ただし、本邦外において実地試験を行う場合は」に改め、同表七の項中「五百六十円」を「二万六千円」に、「但し、運輸省の航空機を使用する場合及び」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同表七の二の項中「行なう」を「行う」に改め、「三百円」を「七百円」に改め、同表八の項中「五百六十円」を「二万五千円」に改め、ただし書を削り、同表九の項中「三百円」を「五百円」に改め、同表十の項中「百四十円」を「九百円」に改め、同表十一の項中「一万九千五百円」を「十三万円」に改め、同表十二の項中「七万五千百円」を「十三万円」に改め、同表十三の項中「三万八百円」を「八万八千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十四の項中「の規定により」を「ただし」に改め、同表十五の項中「の規定により」を「において」に、「七万五千円」を「十万円」に改め、同表十五の項中「の規定により」を「において」に、「三万八百円」を「八万五千円」に改め、「但し」を「ただし」に改め、同表十六の項中「二万八千七百円」を「十万円」に改め、同表十七の項中「一万五千六百円」を「七万二千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十八の項中「一万八千七百円」を「十万円」に改め、同表十九の項中「一万五千六百円」を「七万二千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表二十の項中「七百円」を「二万円」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

官報 (号外)

を「三万三千円」に、「但し、実地試験に航空機を使用する場合は」を「ただし、本邦外において実地試験を行う場合は」に改め、同表七の項中「五百六十円」を「二万六千円」に、「但し、運輸省の航空機を使用する場合及び」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、「三百円」を「七百円」に改め、同表八の項中「五百六十円」を「二万五千円」に改め、

改め、ただし書を削り、同表九の項中「三百円」を「五百円」に改め、同表十の項中「百四十円」を「九百円」に改め、同表十一の項中「一万九千五百円」を「十三万円」に改め、同表十二の項中「七万五千百円」を「十三万円」に改め、同表十三の項中「三万八百円」を「八万八千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十四の項中「の規定により」を「ただし」に改め、同表十五の項中「の規定により」を「において」に、「七万五千円」を「十万円」に改め、同表十五の項中「の規定により」を「において」に、「三万八百円」を「八万五千円」に改め、「但し」を「ただし」に改め、同表十六の項中「二万八千七百円」を「十万円」に改め、同表十七の項中「一万五千六百円」を「七万二千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表十八の項中「一万八千七百円」を「十万円」に改め、同表十九の項中「一万五千六百円」を「七万二千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表二十の項中「七百円」を「二万円」に改める。

(第三十二条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。)

第八条中「二千円をこえない」を「六千円を超えない」に改める。

(電波法の一部改正)

(第三十三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。)

第二百三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同

項の表中「三千円」を「一万五千円」に、「二万三千円」を「六万八千円」に、「六千円」を「三万九千円」に、「一万千六千円」を「六万四千円」に、「九万九千円」を「五十万円」に、「三万六千円」を「十八万円」に、「基く」を「基づく」に、「二万二千五百円」を「十二万八千円」に、「六万円」を「六十万円」に、「八百円」を「四千円」に、「二百円」を「千円」に、「八千円」を「三万二千円」に、「四万九千五百円」を「二十五万円」に、「一万八千円」を「九万円」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に、「附加して」を「付加して」に改め、同項の表中「四千円」を「一万六千円」に、「二万四千八百円」を「十二万五千円」に、「一千五百円」を「一万千四百円」に、「一千円」を「八千円」に、「九千円」を「四万五千円」に、「一千円」を「八千円」に、「一万一千四百円」を「六万千円」に、「一千五百円」を「一万千三百円」に改める。

(第三十四条 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。)

第四十七条の二第四項中「五百円をこえない」を「千円を超えない」に、「行なう」を「行う」に改める。

(第三十五条 土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。)

第一百二十五條中「左の」を「次の」に改め、「と

(土地取用法の一部改正)

(第三十六条 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。)

(第三十七条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。)

(第三十八条 土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。)

(第三十九条 商標法(昭和三十二年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十一条 旅券法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十二条 宣伝法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十三条 動産登記法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十四条 测量法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十五条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十六条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十七条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十八条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第四十九条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十一条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十二条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十三条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十四条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十五条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十六条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十七条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十八条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第五十九条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第六十条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第六十一条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第六十二条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第六十三条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第六十四条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

(第六十五条 特許法(昭和三十二年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。)

料等の改定に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。

本案は、国の行政事務に係る手数料等のうち、経済事情の変化等に伴い、行政コスト、物価動向等の観点から見て、費用負担の適正化を図る必要があるものについて、一括してその引き上げを行おうとするものであります。

すなわち、不動産の鑑定評価に関する法律等三十七法律に規定されております二百二十一項目にわたる各種手数料の金額等について、所要の引き上げを行うこととしております。

委員会におきましては、手数料の性格、法的根拠、行政コストと手数料との関係、各省にわたる手数料の引き上げを今回一括して提案した理由、今後の手数料改定の方法等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、政府は、各種手数料等について、費用負担の公正を期するため、適時に見直しを行うとともに、算定基準についても整合性を図るよう努力すべきである等の各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○副議長(加瀬完君) 日程第一〇 森林組合法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木省吾君。

○副議長(加瀬完君) 議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木省吾君。

○副議長(加瀬完君) 議題といたします。

業及び経営の受託等森林組合の必須事業における員外利用制限の大緩和、森林組合連合会による監査業務の新設、生産森林組合制度の改善等を行おうとするもので、衆議院において附則の一部に暫定的な修正が加えられており、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

林業生産活動の拡大、森林資源の充実に努めること。

二、近年における木材需要の動向にかんがみ、国内森林資源の保育培養と国産材の需要拡大のため、消費増進、流通改善、試験研究等の措置の充実に努めること。

三、国産材をベースとした適格な木材需給計画を樹立し、行政指導を強化して外材の秩序ある輸入を図り、需給の調整と木材価格の安定のための積極的な対策を講ずること。

四、造林不振の現状を克服するため、造林補助の強化、森林組合および地方公共団体の造林事業拡大に必要な施策を行うこと。とくに、分収造林の推進に努めること。

五、間伐の現況とその必要性にかんがみ、森林組合が行う間伐事業に必要な施設に対する助成、間伐材の用途開発、流通、価格安定など施策を講じ需要拡大に努めること。

六、林業後継者の育成、学習研究体制の整備、林業試験研究機関の強化、グループ活動の活発化、林業後継者養成資金の改善等の施策を充実すること。

七、林業後継者の育成を図るために、学習研究体制の整備、林業試験研究機関の強化、グループ活動の活発化、林業後継者養成資金の改善等の施策を充実すること。

一、委員会の決定の理由
要領書
上と、國、地方公共団体の林業施策の充実がなくては達成することができない。
よつて政府は、森林組合制度の単独立法化を契機として、森林組合が真に協同組合的機能、公益的機能の充実を図り、地域林業活動の中核的担い手としての役割を果し得るよう次の事項の実現に努めるべきである。

一、森林資源に関する基本計画及び重要林産物の保護培養と森林生産力の増進を図るため、森林組合制度を森林法から分離独立させ、併せて森林災害共済事業の根拠規定の明文化、森林の施

国林業の状況に照らして再検討するとともに、

策を充実すること。

八、信用事業を行ひ得るような森林組合の体制の整備を図るとともに、信用事業についての調査検討を早急に進めること。

九、病虫害の被害の防止については、生活環境及び自然環境の保全に留意し、その対策を強化することとともに、森林保険の事故対象の拡大、共済加入の拡大、共済運営団体の強化、森林災害共済と国営保険との調整の検討を行い、共済加入者の保護と、共済事業の健全な運営を図ること。

十、教育指導事業をたかめるため、森林組合役職員の人材確保、技術向上等に必要な措置の充実に努めること。

十一、生産森林組合の事業運営及び執行体制の強化を図り、かつ森林組合系統組織の一環としての総合力が發揮できるよう育成、指導するとともに、入会林野等の整備促進の対策を充実すること。

十二、連合会の指導力をたかめ、監査事業の実施については、指導監査に重点をおき、森林組合の自主監査、行政庁の検査との相互補完に十分配慮するよう指導するとともに監査士の活動に必要な助成を行うこと。

十三、森林組合及び生産森林組合が総代会制を採用する場合には、特に慎重を期し、全組合員の意志が十分に反映されるよう指導すること。

右決議する。

八、信用事業を行ひ得るような森林組合の体制の整備を図るとともに、信用事業についての調査検討を早急に進めること。

九、病虫害の被害の防止については、生活環境及び自然環境の保全に留意し、その対策を強化することとともに、森林保険の事故対象の拡大、共済加入の拡大、共済運営団体の強化、森林災害共済と国営保険との調整の検討を行い、共済加入者の保護と、共済事業の健全な運営を図ること。

十、教育指導事業をたかめるため、森林組合役職員の人材確保、技術向上等に必要な措置の充実に努めること。

十一、生産森林組合の事業運営及び執行体制の強化を図り、かつ森林組合系統組織の一環としての総合力が発揮できるよう育成、指導するとともに、入会林野等の整備促進の対策を充実すること。

十二、連合会の指導力をたかめ、監査事業の実施については、指導監査に重点をおき、森林組合の自主監査、行政庁の検査との相互補完に十分配慮するよう指導するとともに監査士の活動に必要な助成を行うこと。

十三、森林組合及び生産森林組合が総代会制を採用する場合には、特に慎重を期し、全組合員の意志が十分に反映されるよう指導すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月十三日

参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 保利 茂

(小字及び一は衆議院修正)

森林組合法案

森林組合法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 森林組合

第一節 事業(第九条—第二十六条)

第二節 組合員(第一十七条—第四十一条)

第三節 管理(第四十二条—第七十三条)

第四節 設立(第七十四条—第八十二条)

第五節 解散及び清算(第八十三条—第九十一条)

(事業の目的)

第三章 生産森林組合(第九十三条—第一百条)

第四章 森林組合運営会(第一百一条—第一百九条)

第五章 監督(第一百十一条—第一百十九条)

第六章 刑則(第一百二十一条—第一百二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保育培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。

第五条 組合は、法人とする。

第二条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第六条 森林組合の組合員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の適用については、同法第十四条规定の小規模の事業者とみなす。ただし、組合員であつて常時使用する従業員の数が百人(小売業又はサービス業を主たる事業とするものにあつては、五十人)を超える又はその経営する森林の面積が三千ヘクタールを超えるものは、この限りでない。

第七条 組合(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第七号に規定する協同組合等に該するものに限る)が、組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に応じて配当した剩余金の金額に相当する金額は、同法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五条 組合は、法人とする。

(登記)	第八条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2	前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
3	第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公表しなければならない。
	第二章 森林組合
第一節 事業	(号) 外
(事業の種類)	第九条 森林組合(以下この章において「組合」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。
一 組合員のためにする森林の経営に関する指導	二 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営
三 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け	四 病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
五 前各号の事業に附帯する事業	六 病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
七 組合員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換	八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設	十 組合員のための森林施業計画の作成
十一 組合員の行う林業に関する共済に関する施設	十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
十三 組合員の福利厚生に関する施設	十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結	十六 前各号の事業に附帯する事業
十七 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)でなければ、第一項第三号に掲げる事業(以下「信託事業」という。)又は前項第十一号に掲げる事業(以下「共済事業」という。)を行ふことができる。	十八 組合員の行う林業に必要な物質の供給
一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け	十九 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他の共同利用に関する施設
二 組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売	二十 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

七 組合員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換	八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設	十 組合員のための森林施業計画の作成
十一 組合員の行う林業に関する共済に関する施設	十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
十三 組合員の福利厚生に関する施設	十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結	十六 前各号の事業に附帯する事業
十七 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)でなければ、第一項第三号に掲げる事業(以下「信託事業」という。)又は前項第十一号に掲げる事業(以下「共済事業」という。)を行ふことができる。	十八 組合員の行う林業に必要な物質の供給
一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け	十九 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他の共同利用に関する施設
二 組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売	二十 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

七 組合員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換	八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設
九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設	十 組合員のための森林施業計画の作成
十一 組合員の行う林業に関する共済に関する施設	十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設
十三 組合員の福利厚生に関する施設	十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
十四 組合員の行う林業に必要な物質の供給	十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
十五 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け	十六 前各号の事業に附帯する事業
十六 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)でなければ、第一項第三号に掲げる事業(以下「信託事業」という。)又は前項第十一号に掲げる事業(以下「共済事業」という。)を行ふことができる。	十七 組合員の行う林業に必要な物質の供給
一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け	十八 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他の共同利用に関する施設
二 組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売	十九 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他の共同利用に関する施設
三 組合員の行う林業に必要な物質の供給	二十 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設
四 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け	
五 組合員の行う林業に必要な物質の供給	
六 第二項第二号に掲げる事業を行う組合は、森林国管保険法(昭和十二年法律第二十五号)の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは森林組合連合会の行う第一百一条	
七 組合員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換	
八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設	
九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設	
十 組合員のための森林施業計画の作成	
十一 組合員の行う林業に関する共済に関する施設	
十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設	
十三 組合員の福利厚生に関する施設	
十四 組合員の行う林業に必要な物質の供給	
十五 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け	
十六 前各号の事業に附帯する事業	
十七 組合員の行う林業に必要な物質の供給	
十八 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他の共同利用に関する施設	
十九 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他の共同利用に関する施設	
二十 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設	

号外

官

ては、適用しない。

(倉庫証券の発行)

第十五条 第九条第二項第三号又は第四号に掲げる保管事業を行う組合は、農林水産大臣及び運輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉庫証券を発行することができる。

前項の許可の申請は、申請書に農林水産省令、運輸省令で定める書類を添えてしなければならない。

3 第一項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならない。

4 商法(明治三十二年法律第四十八号第六百二十七条第二項及び第六百二十八号の規定は、第一項の倉庫証券について準用する。)

5 倉庫業法(昭和三十一年法律第五百一十一号)第八条第二項、第十二条、第十三条第二項及び第一項、第二十二条、第二十六条並びに第二十七條の規定は、第一項の場合について準用する。

この場合において、これらの規定の準用に関する技術的説明は、政令で定める。

第十六条 前条第一項の許可を受けた組合の作成する倉庫証券には、その組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する倉庫証券には、森林組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第十七条 組合が倉庫証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十八条 商法第六百十六条第一項、第六百十七条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条までの規定は、組合が倉庫証券を発行した場合について準用する。

(共済規程)

第十九条 組合が共済事業を行おうとするときは、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の共済規程には、共済事業の種類その他共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の共済規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十条 共済事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

5 第二十二条 共済事業を行なう組合は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

(財産の運用方法の制限)

第二十二条 共済事業を行う組合の財産で前条の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものは、農林水産省令で定める方法によるほか、これを運用してはならない。

(団体協約の効力)

第二十三条 第九条第二項第十五号の団体協約は、書面をもつてすることによって、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前項の団体協約に定める規準に違反するものについては、その規準に違反する部分は、その規準によつて契約したものとみなす。

(林地処分事業実施規程)

第二十四条 組合が第九条第七項に規定する事業

(以下「林地処分事業」という。)を行おうとするときは、林地処分事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

2 前項の林地処分事業実施規程には、林地処分

事業の実施方法及び林地処分事業に係る契約に

関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の林地処分事業実施規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十五条 組合は、林道を開設し、改良し、又は復旧したときは、都道府県知事の認可を受け、その事業の実施によって特に利益を受ける者(その組合の組合員を除く。)にその事業に要した費用の一部を負担させることができることを准用する。

5 組合は、前項の認可を受けようとするときは、申請書にその事業に関する事業計画書、経費細書及び受益者別分担金額を記載した書面を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聴かなければならぬ。

(森林の經營)

第二十六条 出資組合は、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保護培養及び森林生产力の増進を期するために、その組合が自ら經營することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の經營(委託又は信託を受け行うものを除く。)及びこれに附帯する事業を行うことができる。

7 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(回転出資金)

第二十九条 出資組合は、前条第一項の出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対し

その組合事業の利用分量に応じて配当した剩余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資せることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資(以下「回転出資金」という。)の払込みについて、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(組合員たる資格)

第二十七条 組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 森林所有者たる個人(森林所有者たる個人と同一の世帯に属する者で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の經營を行うもののうち、当該個人が指定する一人の者を含む。)

二 生産森林組合その他の森林所有者たる法人者となつてゐる団体(別号に掲げる法人を除く。)

三 前二号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体(別号に掲げる者を除く。)

四 前二号に掲げる者のほか、組合の地区内において林業を行う者は又はこれに従事する者で、その組合の施設を利用することを相当とするもの。

五 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

六 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

七 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

八 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

九 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十一 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十二 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十三 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十四 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十五 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十六 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十七 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十八 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

十九 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十一 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十二 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十三 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十四 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十五 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十六 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十七 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十八 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

二十九 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十一 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十二 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十三 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十四 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十五 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十六 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十七 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

三十八 前二号に掲げる者のほか、組合に森林を信託したことによつて森林所有者でなくなった者は、その組合との関係においては、同項第一号又は第二号に掲げる者となる。

(持分の譲渡)

第三十条 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、第二十七条第一項第三号又は第四号の規定による組合員(以下「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項ただし書の規定にかかるはず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平素の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第五十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第三十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。(過怠金)

第三十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課すことができない。組合員に対する義務を怠った組合員は、その義務を怠ることによる。

(専用契約)

第三十四条 組合は、定款で定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員がその組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合員と締結することができる。

3 組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第三十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第三十六条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第三十七条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

3 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

(経費)

第三十八条 組合は、定款で定めるところによつて組合に対することが可能である。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対することが可能である。

3 組合員は、定款で定めるところによつて組合に対することが可能である。

4 組合員は、定款で定めるところによつて組合に対することが可能である。

5 組合員は、定款で定めるところによつて組合に対することが可能である。

6 組合員は、定款で定めるところによつて組合に対することが可能である。

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の払戻し)

第三十九条 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻しの停止)

第四十条 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第四十一条 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

(定款による出資口数の減少について準用する規定)

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(定款に記載すべき事項)

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第四十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

(定款に記載すべき事項)

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

(役員の定数及び選挙又は選任)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

(規約で定めうる事項)

2 総会又は総代会に関する規定

(業務の執行及び会計に関する規定)

3 役員に関する規定

(組合員に関する規定)

4 その他必要な事項

(役員の定数及び選挙又は選任)

七 経費の分担に関する規定

(最高限度)

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

(定)

九 準備金の額及びその積立ての方法

(役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任)

十 関する規定

(役員候補者)

十一 事業年度

(公告の方法)

十二 公告の方法

が選舉すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

投票は、組合員一人につき一票とする。

6 定款によつて定めた投票方法による選舉の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあつては、当該候補者)を當選人とする。

7 総会外において役員の選舉を行うときは、投票所は、組合員の選舉権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあつては、創立総会)において選任することができる。

9 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員(准組合員を除く。以下この項において同じ。)たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、組合員にならうとする個人又は組合員にならうとする法人の業務を執行する役員でなければならない。

(役員の任期)

第四十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立の場合については、設立委員)において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(理事の職務)

第四十六条 理事は、法令、法令に基づいてする行政令の処分、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程(以下「法令等」といいう)及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任す。

(総会招集の手続)

第四十七条 理事は、監事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。

(役員の兼職禁止)

第四十八条 理事は、監事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。

(競業関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十九条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業(その組合の組合員の営む林業及びその組合が直接又は間接にその構成員となつている森林組合連合会の行う事業を除く。)を営む者(その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者)は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

(理事の自己契約等の禁止)

第五十条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第五十一条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第五十二条 理事の職務を行う者がないとき、又は前条の請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 払込済出資額(回転出資金の額を除く。以下同じ。)及びその払込みの年月日

5 出資組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第五十三条 理事は、通常総会の日の一週間前にて、非出資組合員にあつては事業報告書及び財産目録、出資組合にあつては事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

(総会招集の手續)

第五十四条 総合が組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあればよ

り。通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第五十五条 理事は、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。

5 第三項の書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第五十六条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第四十六条、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ検察官」とあるのは、

十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第五十七条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(役員の改選の請求)

第五十八条 商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、

第四十六条、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁

「行政庁ハ利害関係人」と読み替えるものとす
る。

(参考及び会計主任)

第五十九条 組合は、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参考及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参考について準用する。

第六十条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参考又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の一週間前までに当該参考又は会計主任に第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えないなければならない。

(総会の議決事項)
第六十一条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の三分の一以上の多数で決すべきは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(特別議決事項)
第六十三条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の三分の一以上の多数で決すべきは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(総会についての民法及び商法の準用)
第六十四条 民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、総会について準用する。この場合において、民法第六十一条とあるのは「森林組合法第五十三条」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第五十三条」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「森林組合法第六十三条」と読み替えるものとする。

(総代会)

第六十五条 組合員(准組合員を除く。以下この条において同じ。)の総数が二百人を超える組合は、定款で定めるところにより、総会に代わる

べき総代会を設けることができる。

総代は、組合員でなければならない。

第六十八条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

3 総代の定数は、その選舉の時における組合員の総数の四分の一(その総数が八百人を超える組合にあつては、二百人)以上でなければならぬ。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

4 第二十四条第三項から第七項までの規定は、総代について準用する。

5 総会に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第三十一条第五項中「五人」とあるのは、「一人」と読み替えるものとする。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

7 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

(出資一口の金額の減少)

第六十六条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

(剩余金の配当)

第六十九条 出資組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

2 前項の剩余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八パーセント以内において政令で定め越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

3 第七十条 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、組合員に配当する剩余金をその払込みに充てることができる。

(回転出資金による損失のてん補)

第七十一条 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払込みに充てた剩余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにおけるを払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議

少について準用する。

(準備金及び繰越金)

第六十九条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業を行う出資組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 第一項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

6 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

7 第二項の定数は、その選舉の時における組合員の総数の四分の一(その総数が八百人を超える組合にあつては、二百人)以上でなければならぬ。

8 総代は、組合員でなければならない。

9 第二十四条第三項から第七項までの規定は、総代について準用する。

10 この場合において、第三十一条第五項中「五人」とあるのは、「一人」と読み替えるものとする。

11 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

12 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

(出資一口の金額の減少)

第六十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 商法第三百八十一条(監査役に関する部分を除く。)の規定は、出資組合の出資一口の金額の減

2 規約、信託規程、共済規程又は林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止

3 每事業年度の事業計画の設定又は変更

4 経費の賦課及び徴収の方方法

5 貸付金の利率の最高限度

6 每事業年度内における借入金の最高限度

7 森林組合連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。

8 組合若しくは森林組合連合会への加入又は

決をしたとき、又は組合員が脱退をしたときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならぬ。

(財務基準)

第七十二条 第二十二条から第二十二条まで及び第六十八条から前条までに定めるものほか、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるよう、その財務を適正に処理するための基準として、従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第七十三条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第四節 設立

(発起人)

第七十四条 組合を設立するには、組合員(准組合員を除く。)となるうとする者十人以上が发起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第七十五条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する日誌見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日の二週間前までにしなければならない。

第七十六条 設立準備会においては、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め、かつ、出席した組合員(准組合員を除く。)となるうとする者の中から定款の作成に当たるべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任しなければならない。

2 定款作成委員は、十人以上でなければならぬ。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員(准組合員を除く。)とならうとする者の過半数の同意をもつて決する。

(創立総会)

第七十七条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

第七十八条 発起人は、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会は、組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつてその会日までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 創立総会の議事は、前項の規定による申出をした出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 第五項の規定による申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することができる。

8 第三十一條(第三項を除く。)、第六十二条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定(これらは規定中監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十九条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第七十七条第一項」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「森林組合法第七十七条第六項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)

第六十条 第七十九条第一項の認可は、行政庁が第七十八条第二項の規定による報告書の提出の要求を発したときは、その日からそこの期間に算入しない。

4 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決の確定の日に設立の認可があつたものとみなす。第二項後段の規定は、この場合について準用する。

(理事への事務引渡し)

第六十一条 設立の認可があつたときは、発起人は、運営なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

第六十二条 第九条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合にあつては、第一項及び第四項の事由によるほか、第十条第一項の承認の取消しによつて解散する。

(合併の手続)

第八十四条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。

4 第六十六条及び第六十七条の規定は、出資組合の合併について準用する。

第五十八条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員を除く。）の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第六十三条の規定は、前項の規定による設立委員の選任について準用する。

3 第四十四条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

(合併の時期)

第八十六条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第八十七条 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び当該組合が信託組合である場合には、当該組合の信託に関する権利義務を含む。）を承継する。

第八十八条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人。

算入となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 組合が第八十三条第六項の規定により解散したときは、前項の規定及び第九十二条において準用する民法第七十五条の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

3 第九条第四項及び第五項本文の規定は、組合に係る林道について準用する。

(清算事務)

第八十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

第九十条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第九十一条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めるなければならない。

第九十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、

第一百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「森林組合法第八十八条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 生産森林組合

(事業の種類)

第九十三条 生産森林組合（以下この章において「組合」という。）は、森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業を行うものとする。

2 組合は、前項の事業のほか、次に掲げる事業

の全部又は一部を行なうことができる。

一 環境緑化木又は食用きのこの生産

二 森林を利用して行う農業

三 前二号の事業に附帯する事業

(剰余金の配当)

第九十九条 組合は、損失をてん補し、次条第二項において準用する第六十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 組合の剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年十ペーセントを超えない範囲内において払込済出資額の割合に応じ、又は組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

3 第九条第三項から第五項まで、第三十条、第三十一条第一項本文及び第三項から第六項まで、第三十三条规定並びに第三十五条から第四十一条までの規定は、組合員について準用する。

第四十二条第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条第三項から第八項まで、第四十五条から第六十条まで、第六十一条（同条第一項第四号及び第五号を除く。）第六十二条から第六十七条まで、第六十八条第一項から第三項まで、第七十条、第七十二条、第七十七条並びに第七十三条の規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第四十八条中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合又は森林組合連合会」と、第六十二条第一項第七号中「森林組合連合会」とあるのは「森林組合若しくは森林組合連合会」と、同項第八号中「組合」とあるのは「森林組合」と、第七十二条中「第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条まで」とあるのは「第九十九条並びに第八十条第二項において準用する第六十八条第一項から第三項まで及び第七十条」と読み替えるものとする。

第五章 第七十四条から第八十二条までの規定は、組合の設立について準用する。この場合において、第七十四条及び第七十六条第二項中「十人以上」とあるのは、「五人以上」と読み替えるものとする。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 理事は、組合員（設立当時の理事にあつては、組合員にならうとする者）でなければならぬ。

- 第八百八十三条第一項から第五項まで、第八百四十九条から第九十二条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八百三十条第四項中「十人未満」とあるのは、「五人未満」と読み替えるものとする。

第四章 森林組合連合会

(事業の種類)

第一百一条 森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所屬員」という。）のためにする森林の經營に関する指導

二 病害虫の防除その他所屬員の森林の保護に関する施設

三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け

四 会員の行う事業に必要な物資の供給

五 所屬員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売

六 所屬員の生産する環境綠化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

七 所屬員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設

八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

九 所屬員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換

十 所屬員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

十一 所屬員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設

十三 所屬員の行う林業に関する共済に関する施設

- 十四 所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設

十五 所属員の福利厚生に関する施設

十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに森林組合及び生産森林組合（以下この章において「組合」と総称する。）の事業に関する所属員の知識の向上を図るために教育並びに所属員に対する一般的情報の提供

十七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

十九 前各号に掲げる事業に附帯する事業

二十 連合会は、正当な理由がないのに、所属員以外の者が林道を利用するのを拒んではならない。

二十一 連合会は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。ただし、第百九条第一項において準用する第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対する対しては、所属員に付した条件を超える条件を付してはならない。

二十二 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）でなければ、第一項第十三号に掲げる事業を行ふことができない。

二十三 第一項第三号に掲げる事業を行ふ連合会は、森林国営保険法の定めるところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは他の連合会の行う同項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は会員のために、手形の割引をし、定期で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委託を受けてその債権を取り立てることができる。

- 7 地を含む。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。)の事業を併せて行うことができる。

8 連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者に林道以外の施設(次項の規定によるものを除く。)を利用させることができる。ただし、一事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

9 連合会は、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他農林水産省令で定める當利を目的としない法人に第一項第二号に掲げる事業その他農林水産省令で定める事業を利用させることができる。

(監査事業)

10 第百二条 連合会は、前条第一項第十八号に規定する会員の監査の事業(以下「監査事業」という。)を行おうとするときは、監査規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

11 前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法を記載しなければならない。

12 監査事業を行なう連合会は、組合及び連合会の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものを当該事業に従事させなければならない。

（会員たる資格）

- 二 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合（その連合会を含む。）で前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うものとなつてゐる法人（前二号に掲げる者を除く。）

（議決権及び選挙権）

第百四条 会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員が組合である場合にあつては当該組合の組合員（准組合員を除く。）の數、当該会員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

（役員）

3 各会員は、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

（役員）

第一百五条 理事の定数の少なくとも五分の三は、会員たる組合又は連合会の理事でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合又は連合会の理事でなければならない。

（競争関係にある者の役員等への就任禁止）

第一百六条 連合会の行う事業と実質的に競争關係

にある事業（その連合会の所屬員の曾む林業及びその連合会の所屬員たる組合若しくは連合会又はその連合会が所屬員となつてゐる連合会の行う事業を除く。）を管む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その連合会の理事、監事、参事又は会計主任になることができる。

（総会の議決事項）

第百七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

一 第六十二条第一項第一号、第二号（信託規程に係る部分を除く。）及び第三号から第七号までに掲げる事項

二 連合会への加入又は連合会からの脱退
三 一会员のために手形の割引金額の最高限度

（発起人）

第百八条 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

（準用規定）

第百九条 第十五条から第155条までの規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第九条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第一百一条第一項第五号又は第六号」と、第二十三条第一項中「第九条第二項第十五号」とあるのは「第一百一条第一項第十七号」と、第二十四条第一項中「第九条第七項」とあるのは「第一百一条第六項」と読み替えるものとする。

2 第二十八条から第三十条まで、第三十一条第三項から第六項まで及び第三十二条から第四十条までの規定は、連合会の会員について適用する。

3 第四十二条、第四十三条、第四十四条（第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。）、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで、第六十二条第一項及び第三項、第六十二条から第六十四条まで並びに第六十六条

から第七十三条までの規定は、連合会の管理について適用する。この場合において、第四十四条第五項中「一人」とあるのは「一人（第百四条第四項の規定によりその会員に対して二個以上の組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。）」と、第六十八条第四項中「第九条第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業」

とあるのは「第一百一条第一項第一号又は第十号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

4 第七十五条から第八十二条までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第七十六条第二項中「十人以上」とあるのは、「二人以上」と読み替えるものとする。

5 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

6 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

7 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

8 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

5 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

6 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行かない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

7 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行かない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

8 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「一人未満」と同様第六項中「第九条第一項第十一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行かない組合」とあるのは「第一百一条第一項第十三号に掲げる事業及びこれに附帯する事業の運営を行わない森林組合」と、「第十条第一項第十九条第一項」と、「第一百一条第一項第十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

（行政庁による解散命令）

第百十二条 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は連合会に對し、その事業の健全な運営を確保するため組合員若しくは所屬員を保護するた

め、森林組合若しくは連合会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信託規程、共済規程若しくは林地処分事業実施規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限告を徵し、又は組合に対し、その組合員若しくは会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的な状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

（業務又は財産状況の報告の徵収）

第百十条 行政庁は、組合から、その組合が法令等を守つていてかどうかを知るために必要な報

告を徵し、又は組合に対し、その組合員若しくは会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的な状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なもの

の提出を命ずることができる。

（業務又は会計状況の検査）

第百十一条 組合員又は会員が組合員又は組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は

会計が法令等に違反するときは、その組合に對し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 行政庁は、組合が前項の規定による命令に從

わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。

3 行政庁は、森林組合又は連合会が信託規程、共済規程又は林地処分事業実施規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これらの規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十条第一項の承認又は第十九条第一項若しくは第二十四条第一項（これらの規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わない場合は、第百九条第一項において準用する場合）の承認を取り消すことができる。

4 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に對し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

5 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、当該森林組合又は連合会に對し、その組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

6 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、一年以上事業を停止したとき。

7 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二年以上事業を行つたとき。

8 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三年以上事業を行つたとき。

9 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四年以上事業を行つたとき。

10 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、五年以上事業を行つたとき。

11 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、六年以上事業を行つたとき。

12 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、七年以上事業を行つたとき。

13 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、八年以上事業を行つたとき。

14 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、九年以上事業を行つたとき。

15 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十年以上事業を行つたとき。

16 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十一年以上事業を行つたとき。

17 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十二年以上事業を行つたとき。

18 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十三年以上事業を行つたとき。

19 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十四年以上事業を行つたとき。

20 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十五年以上事業を行つたとき。

21 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十六年以上事業を行つたとき。

22 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十七年以上事業を行つたとき。

23 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十八年以上事業を行つたとき。

24 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、十九年以上事業を行つたとき。

25 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十年以上事業を行つたとき。

26 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十一年以上事業を行つたとき。

27 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十二年以上事業を行つたとき。

28 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十三年以上事業を行つたとき。

29 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十四年以上事業を行つたとき。

30 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十五年以上事業を行つたとき。

31 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十六年以上事業を行つたとき。

32 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十七年以上事業を行つたとき。

33 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十八年以上事業を行つたとき。

34 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、二十九年以上事業を行つたとき。

35 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十一年以上事業を行つたとき。

36 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十二年以上事業を行つたとき。

37 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十三年以上事業を行つたとき。

38 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十四年以上事業を行つたとき。

39 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十五年以上事業を行つたとき。

40 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十六年以上事業を行つたとき。

41 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十七年以上事業を行つたとき。

42 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十八年以上事業を行つたとき。

43 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、三十九年以上事業を行つたとき。

44 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十一年以上事業を行つたとき。

45 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十二年以上事業を行つたとき。

46 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十三年以上事業を行つたとき。

47 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十四年以上事業を行つたとき。

48 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十五年以上事業を行つたとき。

49 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十六年以上事業を行つたとき。

50 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十七年以上事業を行つたとき。

51 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十八年以上事業を行つたとき。

52 行政庁は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、四十九年以上事業を行つたとき。

53 行政座は、前項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、五十一年以上事業を行つたとき。

3 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に關して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

第一百二十三条 第三条第二項又は第十六条第二項（第一百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第七十九条第二項に規定する施設組合、同条第十項に規定する生産組合又は旧森林法第五十四条第一項に規定する連合会は、それぞれ、この法律の規定により設立された森林組合、生産森林組合又は連合会とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧森林法第六章の規定（これに基づく命令を含む。）によりされた处分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）の適用については、この法律

（これに基づく命令を含む。）の相当規定によりされたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に存する連合会では、この法律の施行の日から起算して六月

あつて生産森林組合連合会という名称を使用しているものについては、第三条第一項に規定する要件を満たしたものとみなす。

第五条 旧森林法第六十八条第二項の規定による登記簿は、第八条第一項の規定に基づく政令の規定による登記簿とみなす。

第六条 第十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に森林組合が旧森林法第七十九条第一項第一号の規定により行つてある信託の引受けに

ついては、適用しない。

2 第十九条第一項（第一百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行

の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九条第二項第七号又は第一百五十四条第一項第八号の規定により行つてある共済に関する事業については、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

3 第二十四条第一項（第一百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九条第七項又は第一百五十四条第五項の規定に

規定する連合会は、それぞれ、この法律の規定により設立された森林組合、生産森林組合又は連合会とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧森林法第六章の規定（これに基づく命令を含む。）によりされた処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）の適用については、この法律

は、この法律の施行の際現に森林組合、生産森

林組合又は連合会の使用人と兼ねている理事について、この法律の施行の日から起算して六

月間は、適用しない。

第八条 この法律の施行の際現に生産森林組合の組合員である者で旧森林法第八十六条第二項第一号に掲げる資格を有するものは、第九十四条

第一号に掲げる資格を有する者とみなす。

第九条 この法律の施行の際現在在任する連合会の理事については、その任期が満了するまでの間は、第一百五十六条本文の規定にかかわらず、なお

旧森林法第一百五十六条本文の規定の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰

は、この法律の施行前にした行為に対する罰

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（森林法の一法改正）

第十二条 附則第一条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔第六章 森林組合及び森林組合連合会〕

〔第一節 総則〕

〔第二節 森林組合〕

〔第三節 事業組合員〕

〔第四節 組合員の管理〕

〔第五節 設立〕

〔第六節 解散及び清算〕

〔第七節 登記〕

〔第八節 監督〕

第一項中「及び森林所有者の協同組織の制度」を「第六章 削除」に、「第二

百五十二条」を「第二百三十二条」に、「第一

百五十三条」を「第二百三十三条」に、「第一

百五十四条」を「第二百三十四条」に、「第一

百五十五条」を「第二百三十五条」に、「第一

百五十六条」を「第二百三十六条」に、「第一

百五十七条」を「第二百三十七条」に、「第一

百五十八条」を「第二百三十八条」に、「第一

二百十一条及び第二百十一条を次のように改めること。

第二百十一条及び第二百十一条を次のように改めること。

則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、

第十五条第一項、第四十二条第三項及び第一百九条中「農林水産大臣」とあるのは「農林大臣」と、第九条第九項、第十条第二項、第十五条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第一百一条第八項及び第一百二条第三項中

「農林水産省令」とあるのは「農林省令」と読み替えるものとする。

第十二条 第二百十一条及び第二百十一条を次のように改めること。

を削る。

第二百十三条中「及び第二百十一条」を削り、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

第二百十四条及び第二百十五条を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二百十三条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「森林組合」の下に「生産森

林組合」を加える。

第十三条规定第一項第二号及び第十四条第二項中「又ハ所屬森林組合」を「所屬森林組合又ハ所

属生産森林組合」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十四条规定私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改める。

第二百四条の二第五項第十号を次のように改める。

十一 森林組合法

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十五条规定私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改める。

第一条第一号ニを次のように改める。

二 森林組合法(昭和五十三年法律第二号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十六条规定運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二

号の三中「倉庫業」の下に「その他の保管事業」を

加える。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第十七条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「森林組合」の下に「生

産森林組合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第六十六号)の一部を次のように改める。

第七十二条の二十二第二項第九号を次のように改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改める。

第七十二条の二十二第二項第九号を次のように改める。

(国有林野法の一部改正)

第二十条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改める。

第八条の二の見出しを「(無償貸付け等)」に改める。

第六十九条第一項中「(森林法第七十九条第一

項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行いう組合を除く。」を削る。

第七十八条の二中「森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行いう組合を除く。」を削る。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、「貸付」

を「貸付け」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二十一条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改め

る。

に改め、同条第四項中「森林法」を「森林組合法」に改める。

第十二条规定租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改めする。

第五百八十六条第一項第七号中「森林組合」の下に「及び生産森林組合」を加える。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十九条规定中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改める。

第二十条第一項第九号に「同法」を「森林法」に改める。

第二十一条第一項第二号中「森林組合」の下に「生

産森林組合」を加える。

(森林組合法の一部改正)

第六十一条第一項中「(森林法第七十九条第一

項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行いう組合を除く。」を削る。

第七十八条の二中「森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行いう組合を除く。」を削る。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、「森林組合」を「生産森林組合」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二十条第一項中「森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行いう組合を除く。」を削る。

第七十八条の二中「森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行いう組合を除く。」を削る。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、「貸付」

を「貸付け」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二十一条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改め

る。

第二十二条第一項中「森林組合」の下に「生

産森林組合」を加える。

(森林開発公團法の一部改正)

第二十三条第一項中「森林開発公團法(昭和三十一年法律第二百三十八号)の一部を次のように改

める。

第一条第一項第二号を次のように改める。

二 森林組合法(昭和五十三年法律第二号)

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条规定租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改めする。

第三十四条の三第二項第五号中「森林法第七十九条第二項第五号の三又は第二百五十四条第一項第六号の三」を「森林組合法(昭和五十三年法律第二百三十八号)第九条第一項第七号又は第二百一

号)第九条第一項第七号又は第二百一

(林業信用基金法の一部改正)

〔第十七条〕 林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、同条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 森林組合法(昭和五十三年法律第二百四号)第九条第二項第一号に掲げる事業を行なう森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法第一百一条第一項第三号に掲げる事業を行なう森林組合連合会

(森林組合法併助成法の一部改正)

〔第二十一条〕 森林組合法併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第一号に掲げる事業を行なうものに限る。」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十八条 法人税法の一部を次のように改正する。

第二十九条 法人税法の一部を次のように改正する。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)

〔第二十九条〕 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百四十九号)第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。以下同じ。」を削る。

〔鈴木省吾君登壇、拍手〕

○鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、森林組合制度を森林法から分離独立させるとともに、あわせて森林災害共済事業の規定を明定し、森林施業の受託等組合の必須事業について員外利用制限を緩和し、連合会の事業に監査事業を加え、生産森林組合制度を改善する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、自給率が三五%に減少した木材の需給の動向と見通し、外材の秩序ある輸入対策、老齢化し減少する林業従事者の福祉の向上と労働条件の改善、停滯を続ける伐採、造林、間伐等林業生産活動の振興などの林業全般に関する問題を初め、森林組合制度を単純化する意識、弱小な組合が少なくない森林組合の振興策と役割り、森林災害共済事業の趣旨と国営保険との調整、信用事業が今回実現できなかつた理由等が問題になりましたが、その詳細は会議録に譲ります。

(林業改善資金助成法の一部改正)

〔第三十一条〕 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第一号」を「森林組合法(昭和五十三年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第一号」に改める。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

統いて、各会派共同の附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(加瀬亮君) これより採決をいたしま

改める。

森林組合(森林法第七十九条第十項(生産組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他のこれら性質を有する給与を支給するものを除く。))	森林組合法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
森林組合連合会	
森林組合	森林組合法(昭和五十三年法律第二百四十九号)
森林組合連合会	
船主相互保険組合	船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百四十九号)

に、を

第三十二条 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第一号」を「森林組合法(昭和五十三年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第一号」に改める。

○副議長(加瀬亮君) これより採決をいたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（加瀬完君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長（加瀬完君） 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

午後零時十四分散会

〔賛成者起立〕

小平 芳平君
中尾 辰義君
新谷寅三郎君
江田 五月君
青島 幸男君
北 修二君
下条進一郎君
田原 武雄君
戸塚 進也君
中西 一郎君
寺下 岩藏君
安孫子藤吉君
小林 国司君
古賀雷四郎君
金丸 三郎君
柳澤 鍊造君
相沢 武彦君
中野 明君
阿部 慶一君
三治 重信君
衛藤征士郎君
田代富士男君
榎垣徳太郎君
鈴木 一弘君
渡谷 邦彦君
藤井 恒男君
原 文兵衛君
二宮 文造君
白木義一郎君
坂野 重信君

多田 省吾君
上原 正吉君
市川 房枝君
秦 豊君
熊谷 弘君
鈴木 正一君
岩崎 純二君
後藤 正夫君
糸山英太郎君
坂元 親男君
林 道君
井上 計君
塙出 啓典君
和田 春生君
上林繁次郎君
木村 瞞勇君
源田 実君
大鷹 潤子君
井上 吉夫君
増岡 康治君
中村 啓一君
野呂田芳成君
坂野 重信君

佐々木 满君
望月 邦夫君
細川 譲熙君
青井 政美君
大島 友治君
斎藤榮三郎君
安田 隆明君
鳴崎 均君
江藤 智君
町村 金五君
楠 正俊君
内藤晉三郎君
藤川 一秋君
円山 雅也君
堀江 正夫君
森田 重郎君
林 寛子君
高杉 錠忠君
勝又 武一君
福岡日出磨君
矢田部 理君
福島 茂夫君
林 寛子君
高橋 譲富君
永野 嚴雄君
片山 基市君
小山 一平君
久次米健太郎君
竹田 四郎君
熊谷太三郎君
山内 一郎君

森下 泰君
最上 進君
斎藤 十朗君
石破 二朗君
岡田 広君
山東 昭子君
梶木 又三君
徳永 正利君
大谷藤之助君
西村 尚治君
玉置 和郎君
佐藤 信二君
柿沢 弘治君
降矢 敬雄君
降矢 敬義君
野末 陳平君
福島 茂夫君
村沢 牧君
高橋 譲富君
志苦 裕君
堀山威一郎君
中村 太郎君
夏目 忠雄君
赤桐 操君
鈴木 省吾君
竹田 四郎君
熊谷太三郎君
山内 一郎君

○副議長（加瀬完君） この際、國家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、行政監理委員会委員に市川誠君、稻葉秀三君、大根文平君、林修三君、宮崎輝君、八木淳君を任命することについて本院の同意を求めてまいりました。

まず、市川誠君、八木淳君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（加瀬完君） 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

○副議長（加瀬完君） 次に、稲葉秀三君、大根文平君、林修三君、宮崎輝君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

山崎 昇君	浜本 万三君	郵政大臣	服部 安司君	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)
瀬谷 英行君	坂倉 藤吾君	労働大臣	藤井 勝志君	去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
佐藤 三吾君	松前 達郎君	(國務大臣) 国家公安委員会委員長	加藤 武徳君	外務委員
梶山 篤君	山中 郁子君	(經濟企画厅長) 国務大臣	宮澤 喜一君	辞任
安武 洋子君	内藤 功君	(官) 国務大臣	和田 春生君	補欠
安恒 良一君	丸谷 金保君	科学技術厅長	田淵 哲也君	和田 春生君
小巻 敏雄君	森下 昭司君	(環境厅長官) 国務大臣	山田 久就君	丸谷 金保君
対馬 孝且君	片岡 勝治君	行政管理政務次官	藤川 一秋君	大蔵委員
橋本 敦君	上田 哲君	本專売公社監理官	大根 章雄君	辞任
小野 明君	栗原 俊夫君	大藏省主計局次長	山口 光秀君	竹田 四郎君
秋山 長造君	戸叶 武君	農林政務次官	今井 勇君	和田 春生君
阿具根 登君	上田耕一郎君	同日本院は、裁判官訴追委員林田悠紀夫君の議員退職による補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。	河本嘉久藏君	丸谷 金保君
福永 健司君	福田 起夫君	記	同日本院は、裁判官訴追委員林田悠紀夫君の議員退職による補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。	田淵 哲也君
内閣総理大臣	・	外務委員	安恒 良一君	大蔵委員
法務大臣	・	農林水産委員	和田 春生君	文教委員
外務大臣	・	商工委員	丸谷 金保君	辞任
大蔵大臣	文教委員	辞任	浜本 万三君	辞任
文部大臣	・	辞任	安恒 良一君	補欠
厚生大臣	・	浜本 万三君	安恒 良一君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
運輸大臣	・	安恒 良一君	安恒 良一君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
福永 健司君	砂田 重民君	柳澤 錄造君	木島 則夫君	公害対策及び環境保全特別委員
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。	田淵 哲也君	和田 春生君	同日委員会において選任した理事は次のとおりで	補欠

ある。	社会労働委員会	理事 玉置 和郎君 (玉置和郎君の補欠)	同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
公友、茜ヶ久保重光、山田勇に変更いたしました。	右のとおり承認を求める旨の報告書	昭和五十三年四月十八日	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
運輸委員長代理理事 三木 忠雄	参議院議長 安井 謙殿	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
大蔵委員	熊谷太三郎君	科学技術庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案可決報告書
辞任	玉置 和郎君	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日議員長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
補欠	小巻 敏雄君	丸谷 金保君	木島 則夫君 柳澤 鍊造君
文教委員	竹田 四郎君	竹田 四郎君	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
辞任	山中 郁子君	山中 郁子君	戦時災害援護法案(片山基市君外四名先議)
補欠	小笠原貞子君	大蔵委員	同日委員長から次の報告書が提出された。
農林水産委員	衛藤征士郎君	辭任	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案可決報告書
辞任	成相 善十君	補欠	同日議員長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
商工委員	鈴木 正一君	小巻 敏雄君	木島 則夫君 柳澤 鍊造君
辞任	上條 勝久君	熊谷太三郎君	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
通信委員	鈴木 正一君	玉置 和郎君	戦時災害援護法案(片山基市君外四名先議)
辞任	佐藤 昭夫君	大蔵委員	同日議員長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
補欠	宮本 顯治君	辭任	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案可決報告書
委員派遣変更承認要求書	(同日任期満了の市川誠の後任)	大蔵委員	同日議員長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
社会労働委員会に付託	稻葉 秀三	辭任	木島 則夫君 柳澤 鍊造君
同日議長は、次の委員派遣変更承認要求を承認した。	大槻 文平	補欠	同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
(同)	林 修三	市川 正一君	戦時災害援護法案(片山基市君外四名先議)
(同)	宮崎 輝	杏脱タケ子君	同日議員長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
委員派遣変更承認要求書	市川 正一君	杏脱タケ子君	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案可決報告書
昭和五十三年四月十二日提出し、同日議長の承認を得た造船不況に関する実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第二班山崎竜男、青木新次、三木忠雄、高平公友、山田勇」	八木 淳一	市川 正一君	同日議員長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大蔵委員	同日議員長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公害対策及び環境保全特別委員	岩動 道行君	補欠	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案可決報告書

河本嘉久蔵君	浅野 拓君
佐藤 昭夫君	宮本 順治君
文教委員 辞任	補欠
神谷信之助君	小巻 敏雄君
社会労働委員 辞任	補欠
熊谷太三郎君	玉置 和郎君
亀長 友義君	成相 善十君
浅野 拓君	河本嘉久蔵君
浜本 万三君	吉田 正雄君
小笠原貞子君	山中 郁子君
農林水産委員 辞任	補欠
吉田 正雄君	浜本 万三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
社会労働委員会	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
理事 玉置 和郎君 (玉置和郎君の補欠)	同日委員長から次の報告書が提出された。
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案修正議決報告書
人質による強要行為等の処罰に関する法律案	刑事補償法の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員会に付託	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案可決報告書
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案	日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件
漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案	駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
農林水産委員会に付託	各種手数料等の改定に関する法律案可決報告書

河本嘉久蔵君 河本嘉久蔵君の保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
佐藤 昭夫君 佐藤昭夫君の出席
宮本 順治君 宮本順治君の出席
文教委員
神谷信之助君 神谷信之助君の出席
社会労働委員
小巻 敏雄君 小巻敏雄君の出席
辞任
熊谷太三郎君 熊谷太三郎君の出席
亀長 友義君 亀長友義君の出席
浅野 拓君 浅野拓君の出席
浜本 万三君 浜本万三君の出席
小笠原貞子君 小笠原貞子君の出席
農林水産委員
吉田 正雄君 吉田正雄君の出席
浜本 万三君 浜本万三君の出席
辞任
吉田 正雄君 吉田正雄君の出席
浜本 万三君 浜本万三君の出席
農林水産委員
吉田 正雄君 吉田正雄君の出席
浜本 万三君 浜本万三君の出席
辞任
吉田 正雄君 吉田正雄君の出席
浜本 万三君 浜本万三君の出席

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

内閣提出案を受領した。

商工委員会に付託

辞任

補欠
小巻 敏雄君

社会労働委員
神谷信之助君

文教委員
佐藤 昭夫君

社会労働委員
小巻 敏雄君

文教委員
吉田 正雄君

社会労働委員
吉田 正雄君

文教委員
吉田 正雄君

社会労働委員
吉田 正雄君

原子力基本法等の一部を改正する法律案 (第八回国会提出、衆議院継続審査)	森林組合法案可決報告書
昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案	同日内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和五十一年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第二項の規定に基づく昭和五十三年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。
内閣提出案を受領した。	内閣提出案を受領した。
内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
内閣委員会に付託した。	内閣委員会に付託した。

内閣提出案を受領した。

同日内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和五十一年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第二項の規定に基づく昭和五十三年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。